

の義御座候共、譬風説にても不隱置早速可申上候事。

附博奕は勿論少々の義にても賭の勝負一切不仕、御用中大酒仕間敷事。

一傍輩又は所の者へ對、申分有之一分難相立義有之候共、御用中に候間私に申分を不立、早速申上御並參り候先所、御斷立御差圖次第可仕事。

下知次第可仕事。

一御旅中並止宿の場とも、親類縁者其外如何様の知人にも出會候義は不及申、音物贈答仕間敷候事。
一此度御用中並御止宿の内共、御供の外一切他出仕間敷候、若調物等有之近所へ罷出候はゞ用事の譯並參り候先所、御断立御差圖次第可仕事。

右之條々雖爲一事於致違犯者。

罰文同

文化五辰年二月日

名前血判

奥村小太郎様

御用人中

起證文前書（村方案内者の分）

一今度御檢地に付私共案内被仰付候、有來見取田畠は不及申、新聞、切添、起返等の場所山林、野末、

沼池等に至迄地面引落申間敷候、若少し成とも落地有之候はゞ可申上候事。

一田畠上中下の位無僞有體可申上候、案内の者自分の田畠、又は親子兄弟縁者知音の好身、寺社其外不依何者依怙量負仕間敷、譬中惡敷者に候とも、無非儀正路に可申上事。

附御案内に付村内の者は不及申、他所の者に候とも、御檢地の義に付ての義と存候はゞ、金銀米錢衣類諸道具其外、少々の物成とも一切受用仕間敷候、此旨妻子等にも堅可申付事。

一御檢地に付御尋被成候義無隱可申上候、田畠に竹木を植立、又は荒置候場所有體可申上候、勿論御檢地前田を畠に仕、又は地所惡敷見へ候様成手立ヶ間敷事、一切爲致不申、新規道を廣げ、堀を堀候類不仕様、村中堅申合べき事、

一御檢地野帳御貸渡被成候節、間數反歩等相違に奉存候義も御座候はゞ、御帳面に附札致可申上候、勿論正路に無御座私慾の義總百姓共にも爲仕申間敷候、右帳面寫取地主立會田畠地所引合、落地聞違字違地主名前達等御座候はゞ、早速可申上候事。

一新堀、新道、新堤等奉願候場所御座候はゞ、村中相談の上敷地御除置被下候様仕、早速普請可仕候、勿論御除分少も狹め申間敷候事。

一溝敷道敷等無益成義も御座候はゞ、是又有體可申上候、總て用水掛引等後々不相紛様に、其場所へ

委細に御案内可仕候事。

一御料、私領、寺社領、並他村入組の地境無偽有體可申上事。

一御檢地に付御役人中、並下々の衆に至迄、若非儀成義御座候はゞ早速可申上候、右の衆中へ少の物成とも進物仕間敷候、諸色御買上物は所の相場、有體に賣上代物受取可申候、若非分成賣買被成候はば無隱可申上候、御役人衆中依怙最負被成候義及見聞候はゞ是又可申上事。

右之條々雖爲一事於致違犯者。

罰 文同

中村八太夫御代官所

甲州巨摩郡加々美村

名主庄兵衛代兼

文化五辰年二月廿一日

百 要 姓
長 百 姓
假同半 主 左 衛 門 印
官藏 印

同 組 滯 市 右 衛 門 印
百 藤 定 頭 衛 門 印
姓 右 衛 門 印
同 久 藏 印

御檢地御奉行様

村方令達

村 觸 覺

今度就檢地御用我等共、檢地下役共、其村へ罷趣間御用筋の義無滯様相心得、諸事費成義無之、
村入用不相掛様致し可申事。

一檢地に付案内の者の義、名主長百姓は勿論、百姓の内地所の様子能存正路成者を撰り出し、三四人
も可書出事。

一田畠位付の義其村一體の地位に、一二三を以て極、土地の善惡次第一二三四五と四五番迄に地引帳

村方令達

へ書載可差出候、地引帳の義は反別の下へ、地主の名前を書記し、肩書に名所の番付を可認候、檢地可受場所の田畠は、小前毎に可致建札、且地境不明成場所は相分候様、境目相糺可置事。

但檢地可受場所の田畠、山林、道、堀等迄有形の通繪圖致、耕地限名前を記、田畠一筆限に番付名前を認、尤右田畠芝地等入組候所に候はゞ、是又有形の通繪圖致可差出事。

一荒地起返、並畑成田、其外切開致し候はゞ、正路に可書出、尤一村耕地付致し粗繪圖可差出事。

一村差出、並去卯年御年貢割附の寫、可差出事。

一一村の内同名の者有之ば地引帳へ、譬ば上の何左衛門、下の何左衛門、と肩書致し不糾様に可致候、他村の者引受候地面有之に於ては何村誰と、是又肩書に可致候、且又寺社の引受は宗旨、本寺、觸頭等の譯其外官名の者別紙書付可差出事。

一檢地場の内、神社佛閣、並故有之所、其外稻干場、廄所、死馬捨場等の見捨地に願候所有之に於ては、書付可差出吟味の上可致沙汰候。

一檢地に付其日繩受候地主の外、無用の者罷出隙費不致様に、村中堅可申合事。

一檢地致し候上野帳可貸渡間、寫取可相返、間數並畝步違、又は字番地主の名前違、堀巾方角等の脇書相違有之に於ては、其譯貸渡候野帳へ下ヶ札致し可申出事。

一旅宿の義百姓共の内手狭にて旅宿成兼候はゞ、寺社方にも不苦、見苦敷分は無構間、新規に取繕候事可致無用候、惣て馳走ケ間敷義決て無用候事。

一逗留中は手賄にも可致間、諸色直段其外損料物等の直段兼て取調置可申、尤其村に無之品を他所より調置候事、堅く無用に候、野菜の義は其所有合の品を可調間其段可相心得事。

一檢地に付若紛敷義申掛、金錢等可取巧致し候者有之に於ては、不聞受早速可申出候、尤村方より禮物等出候義有之に於ては、急度可遂吟味事。

一調物等有之候はば、少しの物たりとも代物受取候上、可相渡候、若不埒成義隱置追て相聞候はゞ、急度可遂吟味候、檢地下役、竿取、召仕等同斷の事。

一高内と心得居候とも、改の上切添切開等有之候はゞ、畝步可認出事。

一右同斷荒地の内可起返存候はゞ、地引帳の番へ組入可申事。

右之趣小百姓迄急度可申渡候以上。

文化五辰年正月

御勘定

三浦平三郎印

村方令達

同

一七一

奥村小太郎印

加々美村へ

前書被仰渡の趣一同承知奉畏候、依之奥書印形差上申候以上。

名	長百姓連印
小前惣百姓連印	
入作	

検地要具

小方儀 耕地全部の周圍を測量するに用ゆ。

分度 全圓、半圓、及針數本を要す、規^{はんじ}(圓形を圓する器にし)矩^{くし}(曲尺、まがりがね、普通の)定木^{ぢゆうぎ}(界線を畫くもの)以上製圖

用具。

細見竹

四本を要す、竿頭に束藁^{ばらだ}を付し、每一筆の耕地を丈量するとき、之を四隅に建て目標と

し、屈曲を取捨し平均を取り、坪數を得るに用ゆ、此平均を折見ると唱ふ、折衷の又一筆とは一區畫の地を云ふ。

細見竹の名詳ならず、按るにさいみはさよみにて、さは小の意、よみは物を數ふる義なり、ちいさなる數とりの竹と云ふ意ならん歟。

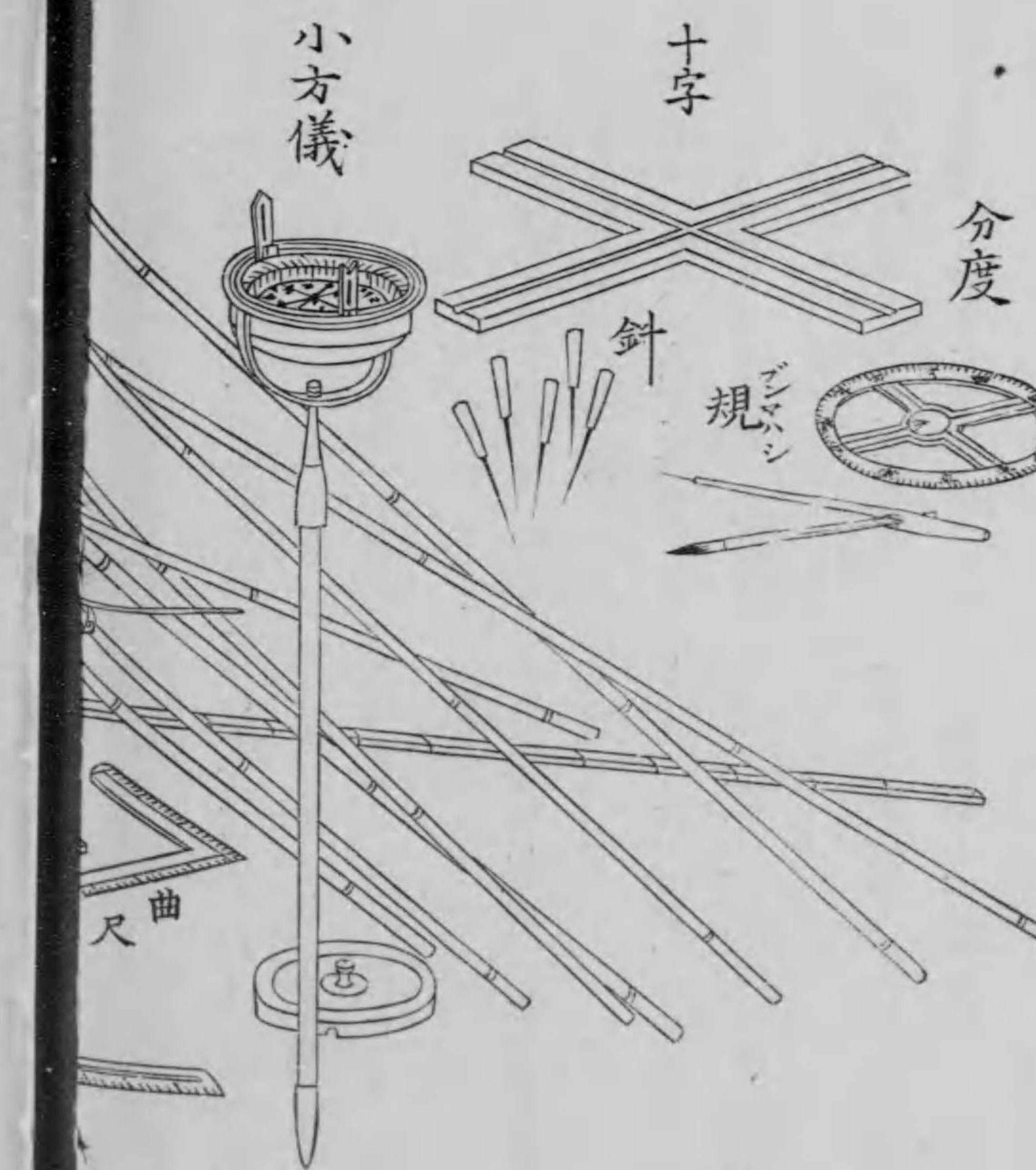
梵天竹 亦四本を要す、竿頭に剪紙を付し、細見竹の中央に建て、前後三竿を見通し、屈曲の取捨、平均を取り、及び縦横中央に十字に繩を張るの目標に用ゆ。

梵天の名義定かならず、或は云ふ藁を大束にして竿首に括り付、夫に竹串に挿める幣を多く差したるを梵天と云ふ、是は修驗道にて祈禱に供するものなり、其形の相似たるより此稱ありしなるべし。

十字木 檜櫻等木理堅密にして、反覆を生ぜざるものを探み、縦横共に長一尺二寸乃至五寸を十字形に切組、中心に水繩を容る四條を刻み、田面中央十字に緊張せる水繩に當て、角度を量定するに用ゆ、水繩は量繩たり。

間竿 一間を六尺壹分とし、長貳間のもの一本、壹間のもの二本を要す、但每一尺並六尺の間に、墨線を施し尺目を標識す。

檢地器具之圖



尺杖 六々の數に合せ長三尺、若くは三尺六寸とし、每六寸に墨線を付す、乃ち端尺を切るに要す、是は檢地下役、帳付、各携帶するものとす。

水繩 麻繩に澁汁を塗り、緊張して伸縮を防ぐ、繩首五六尺を力繩と（挽代）唱て、之を除き最初の革標を付し、以下壹間貳間と順次間札を付す。

水繩は檢地に際し、一日三回づゝ検査するを法とす。

其検査は前述の問竿を以てし、伸縮あれば之を更正す、之が更正を爲すには竹串を以てするを便なりとす。

丈量に關する例規

端尺切捨 每筆丈量の際、間數の端尺（壹間に満たざる）は、壹間即ち六尺の歩合を以て、總て左の六々の數に合せ、之に及ばざる端數は切捨るものとす。

壹 分	二 分	三 分
六 寸	壹 尺 貳 寸	壹 尺 八 寸
四 分	五 分	六 分

貳 尺 四 寸	三 尺	三 尺 六 寸
七 分	八 分	九 分
四 尺 貳 寸	四 尺 八 寸	五 尺 四 寸

壹間の歩合に對する六々の寸尺を記憶し手帳へ登載するに、壹分貳分以下の數字のみを略書し、野帳へ移記するとき寸尺に改む。

繩だるみ 每筆丈量の際、水繩を十分強く張らしむると雖も、尙ほ多少の垂下を免れず、故に之を豫定し總間數の幾分を除去するものとす。

丈量のとき繩だるみを除去したる、間數を呼揚させ記帳するものとす。

繩だるみの寸尺は別に規定するものなく、檢地奉行の意見に任す、然れども前例等に據り概ね左記の割合を以て通例とす。

五間迄

六間より拾間迄。

拾壹間より貳拾間迄。

貳拾壹間より三拾間迄。

丈量に關する例規

五尺引

貳尺引

五尺引

三拾壹間より四拾間迄。

九尺引
壹丈貳尺引

四拾壹間より五拾間迄。

九尺引
壹丈貳尺引

繩心

土地を丈量するに動もすれば、石高の加ふるを功とし、租税を賦課するに或は収納を増すを忠とするは、自然當該官吏の常態として免れざる所なり、初め嚴密なるときは漸次苛酷に流るゝの弊あり、故に當初を寛にするの主旨を以て、檢地の際地積に餘裕を與へ、表記の畝歩を輕減するものとす、然るときは假令將來酷吏ありて、表記の畝歩に對し過當の租税を課することあるも、實地の餘裕を以て納稅者の疾苦を償ふに足るものあるべし、此餘裕を繩心と云ひ、又餘步と云ひ、實測間數の内より控除するを定例とす。

繩心は別に規定なく檢地奉行の意見に任す、然れども新檢地にありては長九横八、即ち長(縦)間は壹割引横間は貳割引を通例とす、古檢地の場所再檢地の時地詰りにして總反別に減歩を生ずべく認めたるものは、長八横九若くは長横共に九九と爲すことあり。

朱問 田畠每筆實測せし長横の間數を手帳より野帳に移記し、繩心即ち割引を以て計算せし間數を朱書副記す、之を朱間を切ると云ふ、譬は現實長拾五間四尺五寸、横拾四間九寸の地は、畔際壹尺左右二尺の半並繩だるみ拾間以上に付貳尺、及び六六の數に合せ三寸、合計三尺三寸づゝ長横双方共に控

除せば長拾五間二、壹尺二寸 横拾三間六、三尺六寸 となる長八横九を以て朱間を切る左の如し。

何番

字何

横拾貳間六寸(原文朱)

長拾五間壹尺貳寸

横拾三間三尺六寸

一田 長拾貳間壹尺貳寸(原文朱)

誰

四畝廿七步(原文朱)

此畝六畝廿七步

朱間を切りたる間數は、又六六の數に合せ不及の端數は切捨、畝歩の算出は歩位に止め、厘位の數に關せず、壹歩は切捨貳歩は壹歩を足し、以上之に準し三の數壹反三百步に合せ、取捨するものとす。

本例の如く長横に對する繩心、即ち割引の多寡に依り長横反對するものあり、清野帳に於て之を更訂す、拾貳歩以下の小筆は朱間を切らざるを法とす、故に朱間を切りて拾貳歩以下となるものと、兩様の筆を生ずるに至る。

様歩 なめし 檢地を施行すべき村落の隣村にして、檢地以降依然地形を變ぜず、四方他人所有の土地を撰み、上中下三段の内二三ヶ所を丈量し、舊來の繩心を算出し參照に供するものとす。

畔際引 あぜぎひ 畔巾壹尺、畔際左右壹尺づゝを、除去するを法とす。

類地を二三筆に分裂檢地するときは、更に畔を設くべきことを命じ、假に竹枝箆葉の類を以て畔印とし、畔及び畔際共合三尺の折半、壹尺五寸を類地の畔引とす。

蔭引 こかげ 耕地に蔭を爲す樹立ありて、作物に害あるもの一村内なれば壹間通伐拂ふものとす、故に蔭引に及ばざるもの多しと雖も、往還並木の類にして、止むなきものに對し蔭引を與るを法とす。
東南の林影は、概ね蔭の半分を引くべき先前の例なりと雖も、尙ほ實況を酌量取捨すべきものとす。

東南の高畔、並小土手、の如きものは蔭引の半減を法とす。

東南にある往還並木、又は堤塘、又は隣村の木立等に沿ふ耕地にして、普通の蔭引を爲すときは、幅員狹隘或は全地を擧て除去せざるを得ざるものあり、如斯土地は別に蔭引をなさず、地位の等級を低下せしむるものとす、總て實況に就て酌量す。

四壁引 しへき 屋敷の四圍に餘地を與るを云ふ、又四方引とも云ふ、三畝步以下の屋敷は四面各壹尺より

貳尺迄、同步以上は壹間通を除去するものとす。

町並の屋敷は繩心のみにて、四壁引に及ばざるものとす。

竿除 さかのぞき 間數のみを丈量し、檢地帳の外書に掲記すべき地所、即ち小社、寺地、高札場、溜池、墓地、斎馬捨場の類を云ふ。

本筆の地先にある同人持壹畝步以内の墓所、石塚、地藏堂、小祠、木立、(古跡或は謂れるある喬木の類を云)又は見捨地の類は、檢地帳外書に掲記せず左の如く本筆の脇書とす

一 長三間 南方地藏堂敷 同 人 持

新道壇敷、及び在來道壇にて狭めたる分も、竿除きとし直に改修の上向後狭めざるべき旨を命令し請書を徵す、但野道は巾三尺牛馬道は巾壹間とす。

總ての竿除地を檢地後に撰定したるものは、當然高内引となすと雖も、尙ほ檢地の始めに高内引に査定せし所あり。

類地 るいぢ 壱人持壹枚の田畠を二筆三筆にも分裂檢地するを云ふ、近世壹反歩以内を一筆とす、以上大畝歩なるときは向後切畝歩と爲すの恐れあるを以てなり、野帳番號は原地を何番とし、以下は番號を付せず、單に「之内」と記す。

切畝歩

一筆の田畠等を分割し、切畝歩となすは制禁たりと雖も、検地の際年古く切畝歩とし、二人三人にて所有するを發見するものは、其儘各自に分割丈量し、類地と同く原地の番號の外は、「之内」とす。

雜事畠

屋敷内の畠を云ふ、屋敷は總て上畠の地位とすべきものなるが故に大畝歩の畠を含有するときは一般に納稅を重くするを以て、地位を低下せしむる爲め屋敷四壁引等を檢了の上、更に雜事畠を再測し一筆中の内書とす。

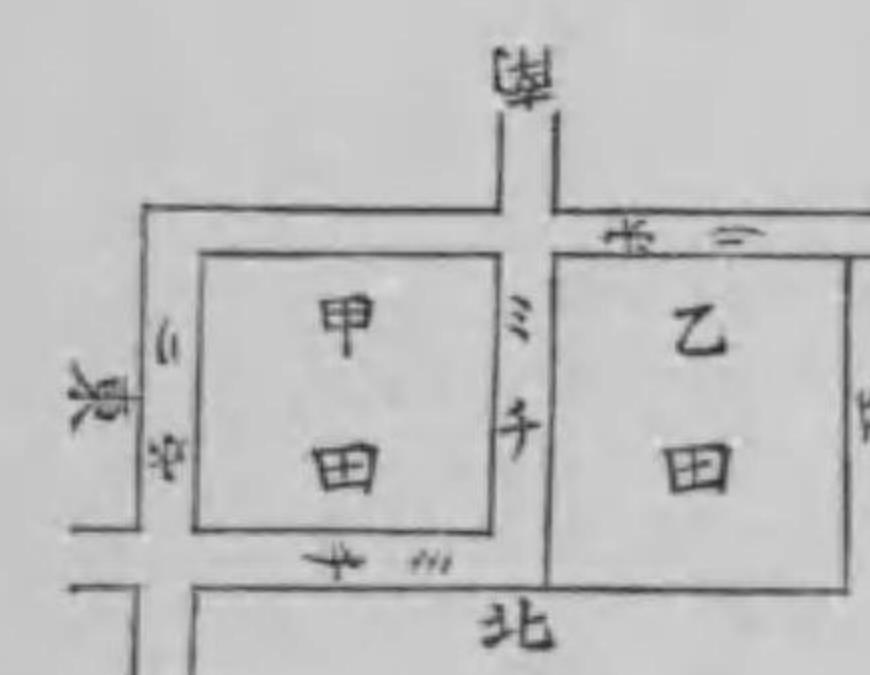
雜事畠は中畠、下畠、下々畠、等適當の等位を付す。

うたひもの 傍地稱呼なり、土地の實況を見易くし且將來紛擾なからしめんが爲め、一筆限に目標となるべき接續の道堀、其他を副書するを云ふ、又脇書とも云ふ。

檢地は概ね當村の東南より打始め、西北に終るを以てうたひものに辨利とす。

都て方位は東南西北と連續せしめ、兩うたひたらざるを要す。

假令ば甲田にして東南に折廻し三尺の用水路を構へ、西北に道路あるものは、東南のみを取り、「東南巾三尺折廻し堀」と記し、次の



乙田に移り「東方道」「南方巾三尺堀」とす、一の堀道を甲乙兩田の脇書と爲さざるものとす。

うたひものは實況に依り成るべく簡明を要す、概ね「川」「何川」「道中央何村境」「堀を隔何村境」「溝道」「道堀」「何寺社地」等の類なり。

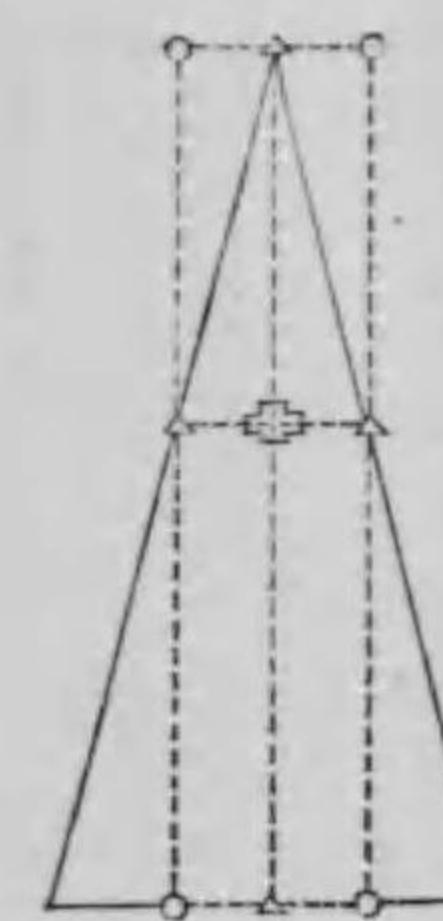
折 田畠畦畔の屈曲なるを一直線に見通し、内外出入の坪數を平均丈量するを折を見ると云ふ、折半するの意なり。

折を見るには一筆限田畠の形狀を按し、四隅に細見竹を配り、屈曲出入の假坪を目算し、内外の平均を考へ量り、尙ほ之が中間に梵天竹を据へ、三竿を見通し縦横に水繩を張り、其交叉せる中央へ十字木を當て、直角を定め、長横の間數を検量するものとす、左に例圖を掲ぐ。

圖中○印は細見竹、△印は梵天竹、□印は十字木、墨直線は現形にして、同飛墨は水繩なり、但現形を換へずして、水繩を張りたる所は省略せり。



丈量に關する例規



小地竿打 小畝歩の耕地は間竿のみを以て丈量す、然れども長の一方は概ね繩を入れるゝを得べし、若横の間數少なく畔際引の餘地なきものは、長間の方に於て差略し除去することあり、總て竿打の間數は六の數に合すのみ、別に繩だるみの如き餘裕を與へず。

拔歩 一枚の田畠中大石などの類、現在せる部分を除き、檢地するを云ふ。

拔歩は先づ田畠中の大石など、長横の間數を量り、六の數に合せ、譬へば長四間、横貳間、此畝八步、横間にて抜くときは長拾四間三尺八寸にて除し、五五九を得四捨五入の法を以て六とす、横拾壹間四二尺より六を控除せば、拾間八四寸となる、野帳面左の如し、朱間を切る例の如し。

一田 長拾四間壹尺八寸
横拾間四尺八寸

此畝五畝三歩

高



外八步 地内石塚横にて拔歩

入歩 野道などを隔て、同人持同等の小地にして別に一筆と爲す程にも非ざるものを、一筆中へ併入するを云ふ。

先づ入歩となすべき地所長横の間數を量り、六の數に合せ譬如長四間、横貳間、此畝八歩、長間へ入るゝときは横拾間八四尺にて除し、七四を得四捨五入の法を以て七とす、長拾三間六三尺へ加入せば拾四間三壹尺八寸となる、野帳面左の如し。

一田 長拾四間壹尺八寸
横拾間四尺八寸

此畝五畝三歩

高

内八步 東方より道を隔長へ入歩

拾歩 山間などの棚田數枚を、一筆に綜合するを云ふ。

五枚なり七枚なりの棚田を壹枚毎に、長横の間數を量り六の數に合せ、各坪數を算出し、譬如總坪貳拾五坪なれば之を實とし、別に總長のみを合算し拾九間壹尺六寸ならば、之を以て實を除し壹間三八寸を得、之を横間とす。、

丈量に關する例規

壹枚毎の横間を合計せしものを長間とす、故に各壹枚にありて横間なるものは、反して長間となすなり、野帳左の如し。

一田長拾九間六寸
横壹間壹尺八寸
此畝廿四步

高

石 盛

石盛ごくもりは耕地、及び屋敷地等の地位を選み、之に對應する、石高を定むるを云ふ、即ち土地に石高を盛り付くるの謂なり、又斗代とも云ふ。

石盛を定むるは田地の好惡に應じ、上中下の等級を分ち、上田に就て三四ヶ所の稻禾を坪刈し、(坪刈は一坪に植付たる稻を刈取、其穀量を視ることなり。)平均一坪の收穫稟壹升なれば壹反歩三石なり、内五分を種代、五分を欠米、壹割を年々損毛と看做し、合二割を減し貳石四斗となる、五合摺として米壹石貳斗なり、即ち之を上田の石盛十二とす、以下二つ降りを通法とす、中田拾、下田八、上烟は中田に準じ拾とし、屋敷は上烟に準ず、但し收穫の内二割を減するの制は古法にして

享保以降は之を廢せり。本條は石盛を定むる制規を擧るものにして、今新たに築成の地ありて、石盛を定むるときは、其傍近の土質の比例を以て、制定し、一々坪刈をなすにまらずと知るべし。

收穫を以て石盛の標準となすは、大體の目的にして、尙ほ土地の善惡用水の便否、肥料の多少等をも、參酌考量し、最適切の審査を要するものとす。

石盛を査定するに上中下等級の外、尙ほ田畠の各名稱に據り、酌量するものあり、地種の條田畠名稱じやくめいの項を參看すべし。

再検地、又は新田検地は、從前の石盛、又は本田の石盛に準據するものとす。

檢地に關する書類

地引帳じぎょう 檢地すべき田畠其他の土地を、一筆限り字あざな、番號、地目、地種、持主、等詳細列記し、檢地奉行へ提出せしむる帳簿なり。

古田こでんの再検地は檢地帳に依り、地位の等級畝步ひだゆをも記載す。

本簿は、美濃紙横綴りとす。

地引繪圖 地引帳に添付する圖面にして、田畠其他一筆限、並山川、道路、隣地、村界等の實形を擧げ、尙ほ地引帳と同く、畝步其他詳細の記入を要す、然れども一村檢地の如き廣闊の土地を、一

石盛 檢地に關する書類

紙中に縮寫するときは、每筆の區畫狭隘にして、到底之が詳細を記入する能はず、此の場合に於ては毎耕地、毎字なご限、數枚に分割するを妨げず。

耕地縮圖 全地の概況を通覽するに要す、故に地引繪圖を一紙に登載し、全地を一目するに足るとさは別に之を要せず。

手帳 現場に臨み之を實測するに從ひ、錄載するに要す、本帳は半紙四ツ折表紙を除き三拾枚を一冊とす、數冊に涉るものは表紙に番號を付す。

本帳の如き野外に於て使用する帳簿は、總て折目を上部として綴るなり、是は風の爲に翻へざるを避るに便なるが故なり。

本帳は半面二筆づゝとし之を記入するは専ら簡略を旨とするなり。其記入式凡左の如し。

何番

字何

一田な
よ

拾五間貳
三間六

せ 六畝廿七分

何 兵 衛

東方

道溝

一な三間よ壹間 南方地藏堂敷

同 人

野 帳 手帳の淨書なり、朱間を切りて畝歩を確定するに要す、別に合野帳即ち控帳を製し、朱間を記入せず豫備とし、若調査の都合に依り朱間の割引を増減する場合を生じたるときの用に供す、(野帳の名稱は、檢地の際野外に於て、記する所の假帳なればなり。)

清野帳 野帳確定したるとき、長横間數畝歩共、朱間の方を探り、本帳を製し檢地帳の基礎とす、但石高は石盛經伺の末、裁可を得之を記入す。

本帳は用紙八寸紙名横折袋縫とせとし、半面三筆を記入す、綴目及び長横間數畝歩の數字へは、檢地奉行悉檢印す。

本帳は村方へ貸與し熟覽せしめ、相違有無を諮問す、村方は本帳を寫取相違なき旨申出るときは、左の證書を徵す、之を野帳拜見證文と云ふ。

差上申一札之事

此度當村御檢地被仰付、御野帳御貸渡被成下、地主立會銘々奉拜見候處、持主名前字間數道堀村境脇書方角等少も相違無御座候、則御野帳寫取返上仕候、爲後日印形差上申處仍如件。

何 郡 何 村

檢地に關する書類

徳川幕府縣治要略

一九〇

年號月日

名組

姓代

主頭連印

御檢地御奉行様

地境見届證文

差上申札之事

甲州加々美村一村御檢地御座候處、當村々地先相掛候に付右境之義共、私共立會御案内仕、御見分奉受候通、少も相違無御座候、爲後證一札差上申處仍如件。

中村八太夫御代官所

甲州巨摩郡

藤田島村
田鳥村
十日市場村
寺部村

年號月日

御檢地御奉行様

右
村役人連印
加々美村

小前總代
村役人連印

差上申一札之事

當村御檢地に付、當寺

御朱印地、田畠並地中坊跡、境内山林境の義、小前總代村役人一同御案内申上、役僧差出、御見分奉受候通少も相違無御座候、爲後證一札差上申處仍如件。

中村八太夫御代官所

甲州巨摩郡加々美村

紀州高野山如意輪寺末

檢地に關する書類

一九一

古義眞言宗

法 善 寺 印

年 號 月 日 御檢地御奉行様

奥書前に同し

様歩證文

差上申一札之事

甲州巨摩郡加々美村御檢地に付、私共村々上中下三段の内二三ヶ所づつ、御樣歩被成候間、先年御檢地有之候以來不相變四方他人持の田畠、有體御案内可仕旨被仰渡奉畏候、御水帳を以て地所御糺、御檢地之儘地形不相變地所御案内仕、御見分奉受候通、少も相違無御座候、爲後證一札差上申處仍如件。

年 號 月 日 隣村四ヶ村役人連印

御檢地御奉行様

前書御樣歩の節私共一同罷出候處、御樣歩被遊方御非分の義聊無御座藤田村外三ヶ村御案内致方等申分無御座候、然る上は右御樣歩の義に付、重て御願筋決て無御座候、依之奥書を以て申上候以上。

加々美村

小 前 惣 代
村 役 人 連印

檢地帳

本帳は全村地籍の基礎にして、村民に在りて最重の簿冊とす、又水帳とも云ふ、（水帳の名義詳かならず先輩皆民部省圖帳の古稱存せるものとす、或は云ふ水帳は水田帳と云ふこと歟、蓋し農家には水田を旨とするものなれば、重きによりて然云へるにや、都ての田園に用ゆる繩を水繩と云ふも同じかるべし）水帳は水田のみに限らず、畠あり、屋敷あり、山野あり、當らざるが如しと雖も、田地は田畠等の總名に通用し來りたれば、是等の字義に基さしものならん。

本帳は清野帳に就き半面三筆づゝに並記す、用紙は上西の内灰汁打堅壹尺八分、横七寸七分、綴外八分、紺青染繩を用ひ本形綴とす。（灰汁打を用ふるは、蠹魚の災を防ぐが爲なり。）

本帳は每葉裏面の初筆、（紙返り）には都て記名等の文字を略せず、假令は前面同一なるも尙ほ何反何歩某と記し、同又は同人などの字を用ひざるなり。

數字の一は壹、二は貳、十は拾、二十は廿と、書し歩は必歩の字を用ひ、トの略字を用ひず。

本帳の第一葉と表紙裏の上部に、又第一葉と二葉との下部に、以下左に圖するが如く之に準じ、檢地奉行割印をなす、之を千鳥印と稱す、（千鳥印は相互に押捺す、順次整然恰も千鳥の海上

面 裏 の 紙 表

検地に關する書類

一九五

脳(綴りたる所なり)

口(袋になりたる所なり)

紙 表

徳川幕府縣治要略

一九四

に飛翔する形狀に模し、斯の如く唱へしなるべし。」

左に檢地帳の初中終を略載し、其一斑を示す以て全豹を窺ふに足らん。

(一筆限の字反別名前等は、假に作意したるもの
に付、本村の實體と見るなからんことを要す。)

甲斐國巨摩郡加賀美村檢地帳

神明裏

市右衛門

一下田四畝廿七步

長拾貳間壹尺貳寸

高七斗三升五合

長拾貳間壹尺貳寸

同所

道中央某村境

一中の下畠三畝六步

長拾貳間四尺貳寸

高貳斗八升八合

長七間三尺

同所

溝

一長三間南方地藏堂敷

溝

一上田五畝三歩

溝

高九斗六升九合

地藏堂

同所

溝

一東方

溝

一南北

溝

同所

西

一上田三畝廿壹步

神明社

高七斗三合

神明社

同所

林

一中田四畝拾貳步

林

高七斗四升八合

溝

同所

溝

一中の下田六畝廿七步

長拾五間壹尺貳寸

高壹石壹斗四合

長拾五間三尺六寸

檢地に關する書類

門

助

郎

人持

衛

兵

衛

藏

市

右

助

三

四

藏

仁

兵

助

市

右

藏

四

郎

助

三

四

藏

人持

兵

助

市

右

藏

三

四

藏

仁

兵

藏

市

右

藏

三

四

藏

仁

兵

藏

市

右

藏

三

四

藏

仁

兵

藏

市

右

藏

三

四

藏

仁

兵

藏

市

右

北 方

道中央某村境
林

右 寄

上田壹町壹畝廿壹步

壹石九斗代

高拾九石三斗貳升三合

壹石八斗代

上の下田貳町壹反貳畝拾貳步

壹石七斗代

高三拾八石貳斗三升貳合

壹石六斗代

中田三町九反九畝六步

壹石五斗代

高六拾七石八斗六升四合

壹石四斗代

中の下田六町壹反九畝拾五步

壹石三斗代

高九拾九石壹斗貳升

壹石二斗代

下田拾町壹反貳畝三步

壹石五斗代

高百五拾壹石八斗壹升五合

壹石四斗代

下の下田拾貳町壹畝步

壹石三斗代

高百六拾八石壹斗四升

壹石二斗代

見付田三町貳反六畝六步

八斗代

見付田四反九畝步

(見付田に兩種あり字體の行草に依りて區分す)

六斗代

高貳拾六石九升六合

八斗代

上烟四反七畝廿七步

壹石貳斗代

高貳石九斗四升

壹石壹斗代

高拾四石七斗四升

壹石零斗代

上の下烟壹町三反四畝步

壹石零斗代

中烟貳町六畝廿七步

壹石代

高貳拾石六斗九升

九斗代

中の下烟壹町七反三畝步

八斗代

高拾五石五斗七升

七斗代

下烟三町九反三畝拾貳步

五斗代

高三拾壹石四斗七升貳合

貳斗代

下の下烟三町七反八畝三歩

壹斗代

高貳拾六石四斗六升七合

外

見付烟貳町壹反三畝廿七步

外

高拾石六斗九升五合

外

又付烟壹町九反八畝廿四步

外

高三石九斗七升六合

外

砂烟貳町貳反六畝拾貳步

壹斗代

高貳石貳斗六升四合

壹斗代

屋敷壹町八反九畝廿四步

壹石貳斗代

高貳拾貳石七斗七升六合

壹石貳斗代

高合七百貳拾七石九斗貳升八合

壹石貳斗代

此反別六拾町八反三畝九步

壹石貳斗代

外

一米壹石三斗八升貳合

同郡高尾山入會
山手小物成

一芝地反別貳反九畝九步 但小前別帳有之

所

此納米壹升三合七夕

一百姓持敷反別四反拾五步 但小前別帳有之 五拾五ヶ所
此納米四升五合

一株場反別壹反五畝拾五步 但小前別帳有之 貳拾四ヶ所
一芝地反別壹反五畝拾五步 但小前別帳有之 貳拾四ヶ所
一荒地反別貳反拾貳步 但小前別帳有之 貳拾四ヶ所

御朱印

一高九拾九石六斗
一寺中坪數八千五百五十五坪

古義眞言宗

法 善 寺

除地之分

字前田

一田貳畝壹步
一畠壹畝六步

右法善寺坊中

善 光 院

持

字伊勢前
一長貳拾六間壹尺貳寸 神明社地

京都吉田家配下
甲州巨摩郡寺部村

八幡神主
秋 山 和 泉 持

無年貢地之分

字鎮守

一長五間三尺
一橫四間壹尺貳寸

明神社地

法 善 寺

持

字尻上

一長六拾間
一橫六間壹尺八寸

明神免芝地

法 善 寺

持

一田壹反六畝步

但小前別帳有之

善 光 院

持

字西小柳
一長六間
一橫四間
字東小柳
一長八間
一橫六間

見捨地之分

溜 溜
池 池

字町屋
一長貳拾貳間
一橫拾四間三尺

墓所壹ヶ所

村 持

字長塚
一長八間
一橫七間四尺貳寸

斃馬捨場壹ヶ所

村

右者甲斐國巨摩郡、加賀美村檢地依被仰付、六尺壹步之間竿を以て、壹反三

百歩之積、相極もの也。

文化五辰年 月

奥村 小太郎印
三浦 平三郎印
下役 辻 民右衛門印
市川 丈助印
青山 伴右衛門印
後藤 英藏印
案内 要右衛門印
官印
半左衛門藏印
印

右之通檢地相極者也

柳生主膳正印

小笠原和泉守印

紙數表紙共何拾何枚

(此奥書は勝手方勘定奉行の連署なり通常代
官手限りの檢地帳には奉行の奥書を要せず)

削字何ヶ所

(是は表紙内縫の方に寄せて記載す)

彌市右衛門印
定右衛門印
藤久藏印
權兵衛藏印

地押 地押は田畠上下の等位、高石盛を先前の儘存置し、單に繩竿を入れ反別を丈量し、前状の適否を修正するを云ふ、又地詰とも云ふ。

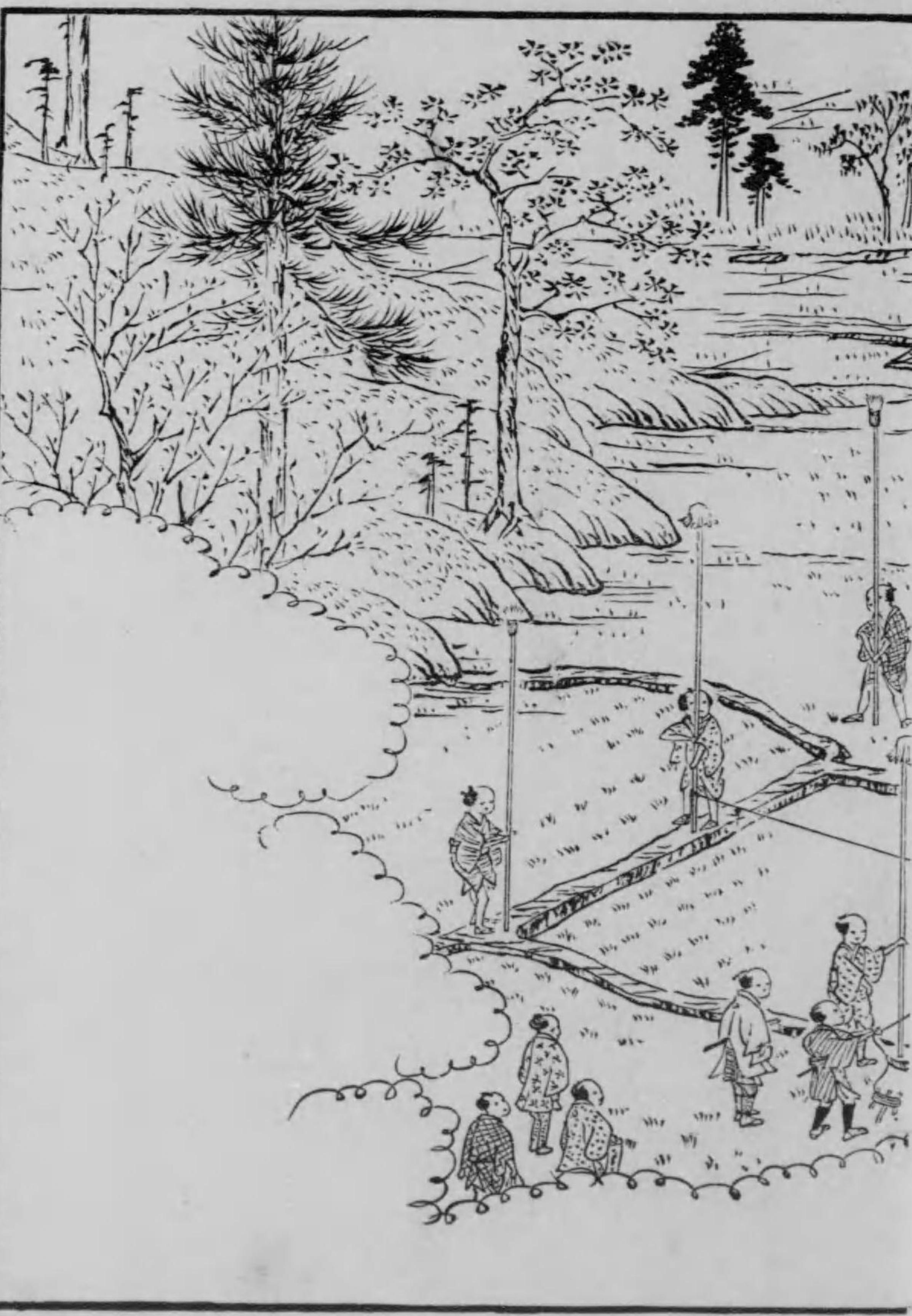
丈量の方法は檢地に異なることなし、但一二耕地の小部分を限るものは廻り検地を以て、(次に載せたり) 代辦することとす。

地押は隠田(官に告ずして鑿成するを云ふ。)の告訴者あるか、或は事故ありて村里より出願するか、或は地所紛糾實檢の必要ある場合の外、容易に舉行せしむるの命令を發することなし。

廻り検地 廻り検地は一村、又は一區域の周圍、若くは必要の部分に依り、屈曲毎に見盤(小方儀の類)を置き、方位と間數を量り之に因て地圖を製し、全面の形狀を顯し、反別を算出す、之を大繩反別と云ひ、又單に大繩とも云ふ。前の周圍量地の項參看



檢地
之圖
周圍
地ノ分檢



檢地之畠
各筆檢地人分



貢 稟

定免

常に水旱損の患なく、或は毎歳の收穫概ね一定し、或は豊凶平均の納租を望む村里の請願に依り、永定免、即ち無期、又は年季を附し、租額を一定せしむるものと云ふ。

破免

定免の村にして非常の天災を被り、定免を保ち難く、減租を請願するときは、檢見の上田租の三分十^一以上^はの損毛に當れば、破免として之を許す、其年に限り檢見をなし、租額を定む。但烟租は一村全部に涉る程の災害に非る已上は、容易に減租を許す事なし。

定免年季中の損地 小前一箇人持高十分一に當らざるものは、定免年季中は減租を許さず、年季明より減租す。

檢見 檢見は又毛見と云ふ、大約田畠に栽培する植物を毛と稱す、毛見とは其年の立毛を見て、豊儉を定める謂なり、公文には渾て檢見の字を用ゆるを例とす。

檢見は田地壹歩^坪宛、若干個の稻穂を刈採り、登豐を檢し、該標準を以て全部の租額を定るを云ふ蓋し單に登量のみに據るに非ず、本年の豊凶は論を俟たず、村民の貧富、田畠自由作の有無、耕耘の勉否、餘業の種類、產物の有無、肥料の難易、運輸の便否、用水の潤缺、水害旱損の有無、納稅費の

多寡等、百般の村況を視察し、尙先前の租額とも參照し、偏重偏輕に流れず。公平無私に檢定するを主眼とす、故に地方職務中此檢見の如きは、特に嚴肅にして最至重の事項とす、之が任に當るもの極めて熟達の老吏たらざるべからず。

檢見の定法及慣例

坪^{つば} 杣^{わく} は方六尺壹分とす、古檢地の國郡は舊慣に依り六尺五寸、若くは六尺三寸、六尺六寸、等を用ゆる所あり。

竿^{さな} 入^{いれ} は稻草の植並に隨ひ、根株に密接し、先づ二方に枠を据へ、竿を入れゝを例とす、之を二方付けと云ふ、又植並の都合に依り三方付けと爲す事あり、

早稻刈^{はやねり} は晚稻多く早稻少なく、再度の檢見を要せざるもの如きは、總反別の十分一を極度とし、請願に依り之を許可す、又之を十分一刈、或は畔刈あぜりとも云ふ、但畦畔に添ふ三尺を存置せしめ、又は畦畔側のみを刈採らせ、全部の刈採を許さず。

刈^{かり} 様^{じよ} は苗代跡の田。及び餅米を作付けたる田地を避くるものとす。

干^か 減^{げん} は田面に生熟せる稻禾を刈來り、直に穗を採りて穀となす、故に乾燥の後減縮するものを圖り、概ね貳割を減するを例とす。





檢見法卷之圖



貢租

檢見枠様之圖



穀摺 は穀壹升を摺立て分得する、米の歩合を五合とし、即ち五合摺を法とす。

五公五民 は收穫の内十分の五を分納し、残る五を民收とするを云ひ、定法とす。

甲斐國に限り從前の慣行に依り、十分の五五、又は六、又は四五を、公納する村落あり。

鎌止 は檢見以前猥に、稻禾の刈採を禁ずるを云ふ。

勝手作 は人民の自由により、田地に畑作物を栽植するを云ふ。

勝手作は内見合毛付には、必上位の等級に編入せしむ。

檢見に關する稱呼

毛付反別 は田反別の内免租地を控除せし殘反別、即ち檢見の上全く納租すべきものを云ふ。

立毛 は稻禾等、栽培せし作物を云ふ。

内見合毛附 は村民に於て熟稻の優劣を檢し、田面每筆の等級を定むるを云ふ。

毛捕 は内見のとき合夕の數量を以て、每筆の等級を定むるを云ふ。

見平均 は内見合毛付けの毎筆反別を、各等級に區分集計せしものを云ふ。

坪刈 は田地の全部を通觀し、坪刈すべき地を選定するを云ふ。

坪刈 は壹步壹の稻禾を刈採るを云ひ、歩刈とも云ふ。

春法 は坪刈の稻禾を、穀になすを云ふ。
春樹 は春法の穀を検量するを云ふ。
春法 は検量せし穀の、石數を云ふ。

出合 は水旱損に依り、栽培を爲さざる無仕付皆無、又は皆無と云ひ、稻作枯死、腐敗し、收穫を害したるを仕付荒と云ひ、一ヶ年限地租を免除するを云ふ。

續 は損害の年を重ね、前年に引續き免租するを云ふ。

檢見器具

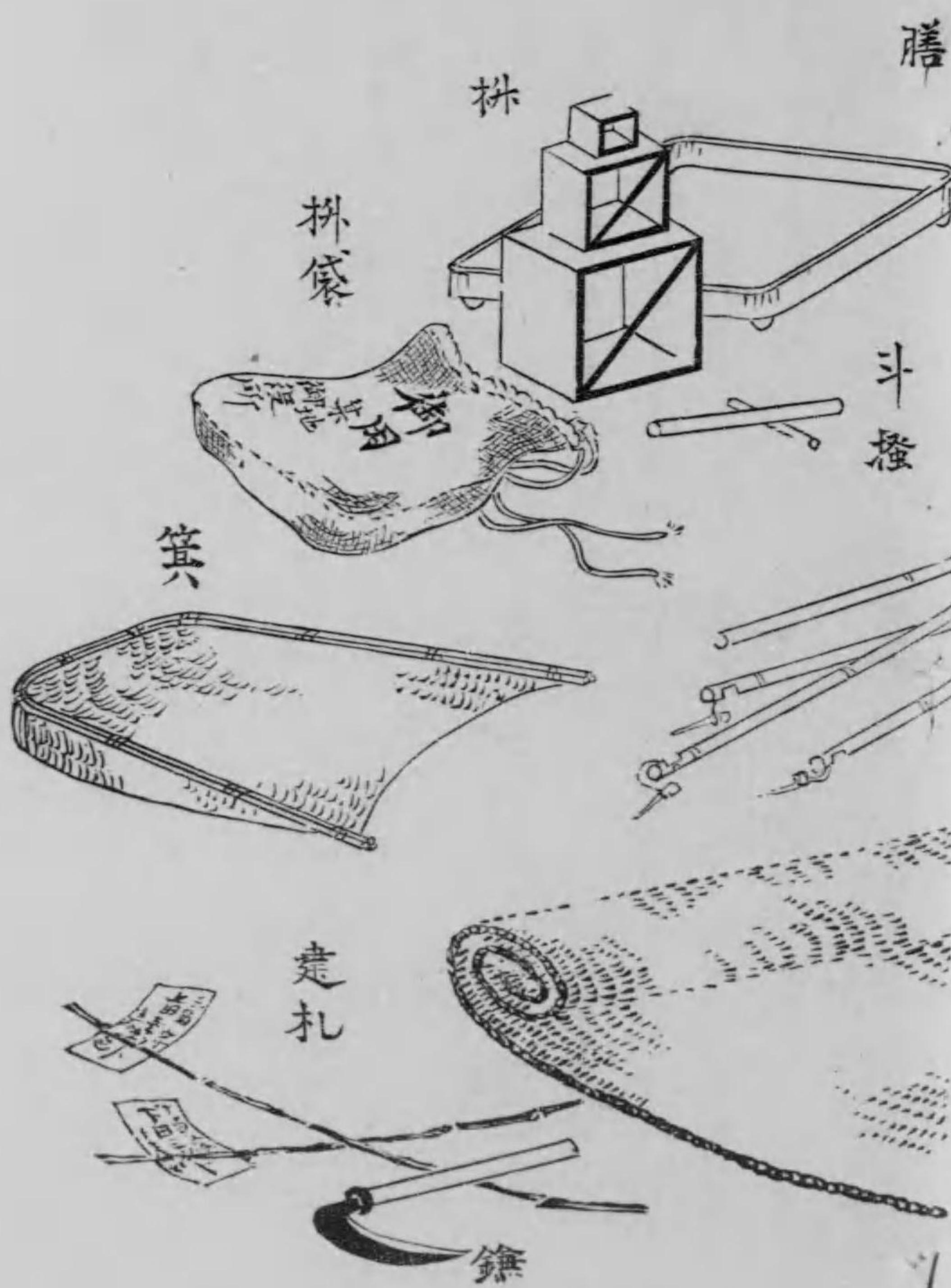
建札 付ヶ木從前燈火用に供すへ字、地番、田位、田の類敵歩、内見の毛付、持主名、等を標記し篠竹に挿み、田面一筆限りに建て置、代官臨檢のとき嚮導の村民二三名、左右に分れ通行に從ひ、高聲に之を呼ばしむ。

枠竿 曲巒なき竹竿四本を撰み、六尺一分の方形とし、四隅切違ひに組立、取外しを自在ならしめ、稻禾坪刈の用に供す。

鎌蓮 竿入の稻禾を刈採らしむるに、人夫二人を用ゆ、鎌亦二挺を要す。

刈稻を包裝するに用ゆ、是は試驗稻なるを以て検量前には警戒して、村民の取扱を禁じ、蓮を

檢見要具之圖



以て嚴封するなり、又春法のとき多く之を要す。

繩刈稻 刈稻を包裝し、人夫に擔はしむるに要す。

稻扱 本器は鐵齒櫛の如くなるに、稻穂を其間に挟み引けば、穀粒隨て墜るなり。

藁草履 又馬沓を代用す、稻扱に掛けたる穀粒の殘莖穗屑等を除去するに、兩手に草履、或は沓を穿ち、摩擦するものとす。

箕撰穀 撢穀と、穗屑とを、簸別するに要す。

柵斗搔 樹様に要す、但壹升、五合、壹合、の三種とす。

膳 撢穀を盛るに要す、膳は食盤にして各種あり、特に腰高にあらざる吸物膳なるものを簡便とす。

検見の種類

畝引檢見 又根取檢見とも云ふ、根取とは田方の上中下の等位に從ひ、壹反歩に對する收穫穀の定率を置き、五公五民の法を以て地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定率收穫穀の壹坪當を算出し、實地検査の登量と比較し、其減穀の數を反別に換算し、之を檢見引と成し、總反別より控除し、残反別に定率を乗し、租額を定むるを云ふ、古法にして享保以前は、代官所にも應用せしが。其後廢したり。

有毛檢見 は享保十八年以降代官所一般に實施せし法たり、有毛檢見は田方上中下の區別なく、村民に於て稻作の優劣を檢し、每筆合匁の數を以て等位を定め、内見合毛付帳なるものを調呈せしめ、其等級に據り、全田地を達觀の上、平準を取り等級の多寡、反別の廣狹により、四五乃至七八九の坪刈をなし、穀に製し登量を檢し、而して村民呈出及び檢了の穀を反別に乘じ、五公五民の法を以て地租額を計算し、尙ほ村里の情況を細察酌量し決定するものとす。

色取檢見 は稍有毛檢見に類し、有毛檢見は之に基きて、修正したるものなりと云ふ、往古の法にして今詳ならず。

畑檢見 は是れも往古の法にして、獨麥作のみならず二作三作をも爲すものなり、享保十八年麥檢見廢止以降、是等の類定租として容易に減租を許さることとはなれり、去れども五畿内中國筋等の綿花重なる土地は、木綿檢見と稱して、幕末迄存在せしものあり。

木綿檢見 は五畿内中國筋に限り之を施行す、坪様をなすには畠の畝を筋達に竿を入れ、枠隅の畝に當るを要す、木綿の實を桃と稱し、枠内の木綿を抜き綿實を取り、吹殼、腐敗、不熟、の三段に區分し、吹殼桃を以て綿量を計算の基礎となす、綿實を桃と云ふは、其形相似たるを以てなり。 之が地租を定むるは綿一斤を貳百貳拾目とし、其年々の相場により、一斤の代銀及び一石の米價を査定し、一斤の綿並米を算出

し、之に四を乗じ、五公五民と、糲五合摺の五と五の四なり、（五公五民の五は即ち折半なる糲に換へ大和は五分吹、故に二なり、五合摺の五亦然り。此二を合して四即ち遠算率なり。）糲に換へ大和は五分吹、山城攝津河内和泉並中國は四分吹とし、桃壹個の糲若干なるを算し、實檢の桃數に乘じ、又一坪の糲高を得、別に既定、若くは前五ヶ年、若くは十ヶ年平均、若くは前年の地租額に就き、逆算せし一坪當りの糲額に比較し、酌量を加へ地租額を定むるものとす。

木綿檢見に關し、勘定所の諸問に對し、代官より答申せしものあり左に掲ぐ。

五畿内筋田畠木綿作、取計方御尋に付申上候書付。

一木綿作坪刈主法巨細認候事。

但壹坪に木綿何本植の積に候哉、坪刈にも品々取計方も認候事。

是は攝河畠木綿作の義、稻作同様檢見仕、毎年其村々より仕來にて一反歩に付何斤吹と、一筆限斤付仕下見小前帳差出、尤小前帳面の通、地所一筆限建札仕らせ、巨細見分の上上中下見平均、所そにて坪刈仕、上中下吹殼幾つ、青桃幾つ、木數何拾本と相改、一筆限坪刈帳へ記、村役人並地主の印形取之、青桃、腐の分、相除、上中下吹殼の内にて、下見斤數の玉數、引殘候刈出玉數へ、其年の米相場、綿相場の平均を以て、刈出糲を仕出し、惣反別へ掛け刈増糲を出し、其年の御取箇附仕候。

一青桃、並腐の分も其時々見計を以て、五つを吹殼壹つ、又は拾を吹殼壹つの積、上吹殼數へ差加へ御取箇附仕候も御座候。

一畠方木綿作坪刈の義は、稻作と違格別ウネ廣く候間、ウネ形に坪竿入れ候ては、不同有之候に付坪竿角み違に入申候。

一綿木數の義は一坪に凡四拾本位より、五六拾本位迄、植候得共、所に寄り不同有之、一坪に何本植と申差定候義無御座候。

一畠方木綿作は上田の取附に致候哉、且畠方木綿作は坪刈出次第にて、上毛に不抱取計候哉の事。

是は右二ヶ國田方木綿作の義は、百姓勝手作の義に付、檢見不仕年々下見小前帳差出候節、反別等相改候上にて、稻作上毛並に仕、稻作坪刈出合てかふを以て御取箇付仕候、尤畠方木綿作は前條の通檢見仕坪刈出合次第御取箇付仕候間、上毛に不抱取計申候。

一河州の内先年大和川達以來用水無之、全勝手作に無之分は、伺の上田木綿致檢見來候段、前々より申送有之候村々は、畠木綿作同様致檢見來候。

一和州村々の義は、畠方は木綿作雜事作共、居免にて檢見不仕、田方の木綿は格別の損毛有之候得は、檢見致し候得共、通例の年柄には稻作上毛並に取付候、先支配申送の通相心得罷在候。

但和州木綿檢見の義は、攝、河、泉、木綿檢見と違、綿直段無之に付、一反步何斤吹と相改、一斤出來次第米貳升の積を以て御取箇付仕候積、先支配より申送の通相心得罷在候。

一田方木綿作は田方上毛取に取計候上、坪刈不致候哉、但破免の節は坪刈いたし候哉の事。

是は田方木綿作の義は、前條の通檢見不仕、稻作の上毛取にて、破免の年柄も百姓勝手作の義に付、檢見不仕稻作の上毛に取付、田方木綿作は總て坪刈不仕候。

一延享元子年壹反當りの木綿作、取付綿直段等糺の事。

是は延享元子年木綿作壹反當の義、先支配より引渡書物無御座難相分御座候、尤當時木綿作取付綿直段の義、取計方烟方木綿作の分は、下見斤付毛揃を出し、右反別下見木綿を寄付其年の上新米上新木綿平均直段を以て、右下見木綿粋に直し、刈出玉の粋を加稻作同様五公五民の御取箇付仕候。

一去丑年米木綿平均直段、左の通御座候。

去丑年分

米壹石に付銀四拾九匁四分貳厘。

但 所左の拾五ヶ
平均直段

木綿百斤に付銀百五匁九分

此米貳石壹斗四升貳合八タ六才

此粋四石貳斗八升五合七タ貳才

但 売坪に付
壹升四合貳タ九才

右平均直段主法は、京都、大阪、攝州東成郡天王寺村、西成郡難波村、上福島村、天王寺庄、島上郡富田村、河州茨田郡枚方宿、守口町、若江郡西郷村、瀧川郡久寶寺村、植松村、安部郡國分村、石川郡富田林村、泉州泉郡下條大津村、右拾五ヶ所秋彼岸入候日より十一日目を定日に仕、右支配奉行所、並御代官、領主役人へ、掛合右定日の新米、新木綿、上中下相場書取之、中下の相場相除、上新米、上新木綿、右拾五ヶ所の直段を平均、前書の通去丑年分上米平均壹石に付銀四拾九匁四分貳厘、木綿平均百斤に付銀百五匁九分に相成候、米壹石の直段を以て、木綿百斤の直段を割候得は、木綿百斤の米貳石壹斗四升貳合八タ六才に相成、右米を五合摺の積粋に仕粋四石貳斗八升五合七タ貳才に相成、右四石貳斗八升五合七タ貳才を法に仕、木綿數へ掛け粋に相直し申候。

本文上新米、上新木綿、相場書の義、堤方年番御代官、掛りにて取計例年夫々へ掛合相場取之本文の通仕出仕、五畿内御代官へ廻狀を以て申達候仕來に御座候。

一刈出玉主法の義は、玉壹つに付き三分五厘吹と定、一斤貳百貳拾目の積、刈出の平均玉を法に仕

惣反別を坪に直掛け候得ば、惣玉數出玉數へ三分五厘吹を掛け候得ば、目方に相成其目方を一斤貳百貳拾目を以て割候得ば、斤目に相成、右斤目に前條の百斤當の糲を掛け候得ば、刈出の糲に相成申候。

一木綿作仕付候反別前々よりは増候哉、其時により反別申立候哉の事。

是は木綿作仕付候反別の義は、其年の時候に隨ひ百姓勝手に木綿、並雜事作仕付候に付、反別定り候義無之年々増減有之、尤檢見の節村々より下見帳に認差出候に付、右木綿仕付候反別下見帳の通相違無之哉、檢見廻村の節、一筆限下見帳へ引合、得と相改候義に御座候。

一木綿作仕付候反別前々より相増候哉、又は減候哉、前々の内見帳先支配より引渡無之候に付、難相知御座候。

一延享元子年神尾若狭守殿より木綿作の義被仰渡書、並請書寫可差出旨、被仰渡承知仕候、右書物先支配より引渡無御座候。

右者私御代官所、攝河和州村々、田畑木綿作御取箇付取計方、書面の通御座候、右御尋に付申上候以上。

天明二年寅四月

大屋四郎兵衛印

御勘定所

準合 は本村所屬の新田、又は乙村にして本田又は甲村同一の作柄なるの故を以て、實檢を要せず、本田又は甲村の登量に準じ、地租決定のことを村民の請願に據り許可するを云ふ。

請免居檢見 は小給所小祿なる旗下の知行所を云ふ。にして派出すべき役員無之により、村吏を招喚し其年の作柄を質し、尙ほ他村就て比隣の豊凶評説等を問ひ、更に坐上の談判を以て、前年額に増減を爲し、納額を決定す之を請免と唱、又居檢見とも云ふ。然れども一般私領は領分知行の大小に抱らず、檢見の上納額を減ずるときは、若國替村替等の際不利なるを慮り、手當引、用捨引、の名を以て租額を据置、實納を減却するもの多々ありしと云ふ。

遠見檢見 は一體の作柄概ね不同もなく、錯雜の耕地など悉く實檢するに多くの日子を費すが如きは其一隅より遠望し、又は一村中土地遠隔し、人夫及び費用の増加を厭ひ遠見を請願するものは、特に實驗を要せず、租額は前年額又は多少増加せしめ、決定するを云ふ、但其減するものは遠見を許さず。

投檢見 は内見合毛付は例の如にして、村里に派出し村吏を宿泊所に招喚し、豊凶を訊問し、談判の上租額を増減決定するものにして、居檢見に類す、只村里に派出し、且内見帳を徵するが故に、

若不調、又は關心のことあれば直ちに臨檢するを得るなり。

村方令達

廻狀 安藤傳藏

何村始

其村々當田方檢見廻村日限の義、追て可申達候得共、諸事左の通申達候。

一内見帳仕立方の義、一筆限田主村役人立會、正路に内見合毛付致し、不相當の皆無、仕付荒、反別等多分付出申間敷、見分の上不埒の付出有之者、引戻毛付入等申付候上、急度可遂吟味條、心得違無之様可致候。

一耕地一筆限無漏落、番付、字、合毛付、田主名前等、相記建札致し、村境並取下の場所、或は入會私領、寺社領、等の田地、紛敷義無之様、印相建置、廻村の節村境へ村役人罷出、正路に案内致し、繩莧鎌不足無之様持參、人足の義は、持廻道具持、並場所入用之外、無益の人足差出申間敷候。

一坪様の場所へ田主立會、竿入刈取等、爲見届、春法道具の義は、無差支様、休所へ相廻置春法の節

は田主村役人、印形持參可罷出候。

一耕地移の場所、並檢見道筋共、道橋普請掃除等堅く致間敷候、尤通路差支の場所は、入用不相掛様、取繕置可申候。

一旅宿にては所有合の野菜、一汁一菜にて相賄、馳走ケ間敷義、且酒肴等決て差出間敷、晝食は辨當持參致し候條、湯茶のみ用意可致候。

一手附、手代、並召連候侍、足輕、中間、小者に至迄決て音物等差出申間敷若右體の義有之趣後日相聞候とも、急度可及沙汰候。

右の通相觸候條得其意、心得違無之様可致候、此廻狀村名下へ令受印、早々順達從留村可相返もの也。

辰
八月二日 安藤傳藏印

何 村 村 村 何 村
右 村々

印 彙 所 押切

德川幕府縣治要略

三四

百組名姓
代頭主

檢見發送に弁立
人馬の用意順廻害等を
檢見村及び通路の村々へ告知せしむるものなり。

先觸
御用
安藤傳藏手附
何何之之
誰誰
何村姑

安藤傳藏分

卷五

具足櫃壹枚
兩掛壹荷

1

一

竹馬壹荷

卷之三

一人足四人

當田方

木は安那傳承其村々當田方爲檢見、我等共附添、明後廿九日明六ツ時市川陣屋出立、別紙の通被致
回村候條、得其意書面人馬差出繼立、泊村に於ては木錢米代相拂候間、所有合の野菜を以て一汁一菜に
相賄、馳走ケ間敷義致間敷、晝は辨當持參に付、休所にては湯茶のみ用意可致、且檢見可受村々は、
先達て被申達候通、相心得、村境へ村役人罷出、耕地案内方其外、總て差支無之様可被取計候、此先
觸早々順達留村より可被相返候以上。

安藤傳藏手附

卷之三

三

三五

何之誰印

押印役所
切

辰
九月廿七日

辰
九月十七日

何　之　誰印
同人手附

何　之　誰印
役人中

別紙廻村割帳村々

追て泊賄人數上下拾四人の積、旅宿の義成支け壹軒に致、無據差支候はば、本陣と我等共と、別宿に致し可被申候以上。

辰九月											
辰九月廿九日明六ツ時出立											
泊	繼立計	畫	同	斷	泊	同月廿日明六ツ時出立	泊	畫	同	斷	泊
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

検見に關する帳簿

内見帳　は検見を受くべき各村の、地主村役人等立會、熟稻の優劣を檢し、每筆等級を定、字、地、番、畝歩共、詳細に列記し、類別の合計を付し、吏員出張前提出し、當日實地對査の要に供するものなり。

耕地繪圖　は田園の所在位置其他村況の略圖にして、臨檢の際村界に入るや、先づ此圖を開き巡視の行路を指定するの要に供するものなり、内見帳に副へて提出せしむ。

手帳　は掛り吏員が内見帳より合計を抜萃し、當り合と唱ふる目標を付して、坪刈の腹案に備ふるものなり、此當り合なるものは前年の租米を基とし、本年の毛付反別に對し壹坪若干の穀量を刈出得ば、相當するやを算出せるを云ふ、其計算法は左の如し。

前年租米百六拾貳石三斗四升九合

此穀六百九石三斗九升六合

一毛附反別貳拾壹町八反四畝廿三步

付出糲百貳拾石四斗四升貳合五勺

差引

穀五百貳拾八石九斗五升三合五勺

當八合七才〇三

前年租米へ四公五民の二と、米折半の二とを、合せたるもの。穀五合摺即ち穀を乘し此穀を得、内付岡穀を控除し残數を實とし、毛付反別の坪に直したるものを以て除し、壹坪八合七才餘となる、即ち八合七才餘の刈出あれば、本年の租米は前年同一たるを參照するにあり。

坪刈帳 は半紙四半帳の折目を上部となす、其製檢地野帳に同じ、其前文等左の如し。

當田方御檢見として被成御越、田主村役人一同一筆限御案内仕、耕地不殘御見分受、御見平均御坪刈の上、被遊御春法候處、出合書面の通相違無御座候然る上は右出合を以て、御取箇被仰付御願筋無御座、且御改方に付御非分の義毛頭無御座候、依之一同御請印形差上申候以上。

太 田 村

田 主 兵 衛 印

稻 草 大 株

拾五番
字氏神前

一上田三畝廿步

改壹升三合
内見五合
稻頭印

百三番
字西堤
内見青立

田 主 六 左 衛 門 印

稻草白疊

五株

印改貳合五
印夕印

右村名主太郎左衛門印
名主小村准合
百姓代姓次組頭
百姓代姓次組頭

兵 衛 印

組頭 八

藏印

皆無引戻請印帳

私共村々當田方御檢見の義、内見帳を以て一筆限御見分奉受候處、仕付荒、青立皆無、反別の内御坪刈御改の上出合有之候に付、左の通御引戻被仰付奉畏候、然る上は右御様合を以て、御取箇被仰付御願筋無御座、且御改方に付御非分の義毛頭無御座候、依之御請印形差上申候以上。仕付荒反別貳町四反歩の内

一御引戻反別壹町貳反歩

太田村

辰九月卅日

百姓代	九	右	衛	門印
百姓代	三	四	郎印	
組頭	次		助印	
名主	太郎	左衛門印		

准合請印帳

私共村方新田見取場等の義、少反別出來方も相應にて外村々と相變義無御座候に付、准合の義奉願

上候處、御取調の上願の通被仰付候旨、被仰渡承知奉畏候、依之御請印形差上申候以上。

一太田村准合

(印) (印) (印)

此三段簿は便宜の爲一冊を調製し、毎冊の初
村に請書の文を記し、順次前に掲ぐるが如く其
むるなり。村に係るとのみを列記し、承認の印を捺せし
むるなり。

小	子	烟	太田村
名	高入	新田	
七	主	兵	衛印
組頭	八		

百姓代

右衛門印

藏印

假仕出 は各村の田租を假に計算する調書なり、當日檢見を行ひたるものは、假令夜を徹するも必ず之を査了するものとす、然らざれば調査連日に涉り、事務重疊の恐あればなり。

本書は全般檢見済の後之を総括し、檢見條下の冒頭に述たる種々の方面より、觀察を下し、又は對査の上酌量を加へ十分審議を経て、當年の田租額を、確定するの基礎となすものなり。左に本書を抄出す。

一毛附反別三拾三町四反五畝拾六步

外反別壹町貳反歩

皆無

太田村

本免

付出穀百五拾六石壹升壹夕

壹升三合
九合五夕
八合壹合
貳割引(原文朱字)

刈出穀七百三拾四石六斗七升九合壹夕貳才

刈出七合三夕貳才

皆無引戻反別壹町貳反歩

刈出貳合

小以穀八百九拾七石八斗八升九合貳夕貳才

外米貳百貳拾四石七斗貳升九合(原文朱字) 反米六斗貳升六合七夕七才内(原文朱字)

反米六斗四升七合七夕三才内

内米七石貳斗六升四合

檢見増

外末七石五斗貳升壹合

皆無減

米貳斗五升七合

去外減

差引

外米九石七斗四升六合

内米三斗壹合

起返增

取下

卯米貳百參拾四石壹斗七升四合(原文朱字)

合米貳百參拾四石貳斗壹升八合

内米七石五斗六升五合

增

米參斗壹合

起返增

檢見增

外米七石五斗貳升壹合

皆無減

差引

米四升四合

去卯增

皆無仕出 は無仕付、青立、水腐、旱損仕付荒、等に書出したる反別の内、引戻及び全引方に立て
き區分を爲し、當年の減租額を調査するものなり。

下組帳 は検見廻村歸着の後、假仕出其他地租増減に關する諸仕出(増減租決定の時々、各仕出書
を調製す。)に就き各村田畠全部の租額を調査し、取箇帳の下調に充つる帳簿なり。

假免狀

は検見結了し、假仕出を議定したるとき、田方の租額を各村に指示するものなり。

代官 實印 印制	當辰仮免狀	某邑某郡
田米貳百三拾四石貳斗壱升八合	太田村	本免
内米貳百貳拾四石四斗七升貳合 米九石七斗四升六合		取下

此假免狀の料紙は一定せざれども、多くは西の内紙に調製し、檢見済歸陣以後數日間の内に於て村里に下付し、其年の租入準備をなすに供せしむ、尙ほ其年の租稅全部に涉りて、徵稅を命ずる令狀を割付と云ふ、收納の部參看之を交付するに方り、此假免狀を返還せしむるなり。

御取箇帳此解釋前に詳なり檢見に區分し、國限及び全管總計を付し、本田、並反高、見取、流作場、等の地租を統括し、經伺する帳簿なり、檢見終了歸陣後三十日を限り、進達(勘定所へ)するものとす。

本帳用紙は西の内紙袋入となす、左に一例を掲ぐ但添付の書類は省略す。

袋表書(用紙西之内紙)

大竹庫三郎當分御預所	三河國八寶飯郡	三河國渥美郡慶應三卯年定免	御取箇目錄
外	旗豆郡	檢見	壹冊
御取箇參拾參ヶ年差引帳			
御取箇增減仕譯書			
免直起返其外取計候趣申上候書付			
檢見御取箇減一村限帳			
破免御取箇減一村限帳			
損地之義申上候書付			
御取箇之義に付申上候書付			

慶應三卯年
定免
御取箇目錄

午
巳
迄
拾
ヶ
年
定
免

丑
巳
迄
五
ヶ
年
定
免

貢租

三河國寶飯郡

一高七百五拾四石四斗壹合五勺九才

此反別六拾五町九反壹畝廿壹步五厘六毛

内高拾石貳斗壹升八合七才

諸引

此反別七反八畝拾貳步九毛

高三石三斗三升壹合九勺三才

内高六石八斗八升六合壹勺四才

此反別五反九步六厘四毛

年々引高相立候分
連々可起返引高之分

殘高七百四拾四石壹斗八升三合五夕貳才

此反別六拾五町壹反三畝九步四厘七毛

此取米貳百六拾三石八斗八升七合

内米三升壹合

去寅增

米壹合 定免切替増

高免三つ四分九厘七毛餘
毛付免三つ五分四厘五毛餘

寅年と差引

米二升壹合

丑年と差引

米三升壹合

子年と差引

米三升三合

亥年と差引

米三升四合

戌年と差引

米六升三合

酉年と差引

米六升三合

申年と差引

未年と差引

増 增 增 增 增 增 增

内 米 三 升 免 直 增

米六升四合

午年と差引

米九升四合

巳年と差引

米壹斗五合

巳年と差引

增 增

年々引高相立候分

田高四百九拾石三斗九合四夕五才

此反別四拾壹町九反壹畝拾七步貳厘九毛

前々歩一番所敷堤敷溝代引

内

此反別貳反壹畝廿四步六厘七毛

連々可起返引高之分

高六石八斗貳升五合

前々川欠山崩石砂入引

此反別四反九畝廿五步

高貳石五斗貳升七合六勺

前々歩一番所敷堤敷溝代引

小以高九石三斗五升貳合六勺

此反別七反壹畝拾九步六厘七毛

殘高四百八拾石九斗五升六合八夕五才

此反別四拾壹町壹反九畝廿七步六厘貳毛

此取米百九拾八石六斗三升八合

高免四つ五厘壹毛餘
毛付免四つ壹分三厘餘

内米三升壹合

定免切替増

米三升

免直増

烟高貳百六拾四石九升貳合壹夕四才

此反別貳拾四町四步貳厘七毛

高八斗四合三勺三才

此反別六畝七步七厘八毛

前々道代郷藏敷引

内連々可起返引高之分

高六升壹合壹勺四才

前々川欠引

小以高八斗六升五合四勺七才

此反別拾四步六厘四毛

此反別六畝廿貳步四厘貳毛

殘高貳百六拾三石貳斗貳升六合八厘五毛

此反別貳拾三町九反三畝拾壹步八厘七才

高免貳つ四分七厘餘
毛付免貳つ四分七厘八毛餘

此取米六拾五石貳斗貳升九合

賓飯郡破免檢見取
八名郡定免檢見取
渥美郡同同
藩豆郡同同

以上七廉略之

合高壹萬貳百七拾六石三斗七升五夕九才

三 河 國

内高貳斗貳升七合

小物成高

内高三拾石

無 反 別

此反別千八拾四町壹畝廿九步壹厘六毛

外高五拾五石四斗六升六合

御傳馬屋敷高

此反別四町貳反六畝廿步

松平源七郎知行へ

外高百九拾七石七斗壹升六合五勺壹才

引渡候分

此反別拾五町六反八畝廿六步五厘

此寅取米九拾貳石四斗四升壹合

是者去寅十二月中田上寛藏方にて引渡候分

此 譯

田 烟

方

高八千七百九拾三石四斗五合五夕九才

小物成高

貢 租

此反別九百拾六町壹反拾壹步四厘六毛

内高三拾石

無反別

内高千三百五石貳斗三合六勺七才

諸引

此反別百五拾七町八反三畝五步九毛

内高三拾石

無反別

高百四拾六石七斗六升貳合九勺三才

年々引高相立候分

内高三拾石

無反別

此反別拾町七反三步壹厘五毛

連々可起返引高之分

高八百拾六石五斗貳升六合七勺四才

連々可起返引高之分

此反別九拾壹町五畝步六厘四毛

連々可起返引高之分

高壹升

當卯起返本免入

此反別三步

此取米貳合

外此取米貳合

高貳斗六升三合

當卯起返取下

此反別貳畝拾九步

此取米貳升六合

高百六拾石七斗六升四合

海成損地丑々戌迄拾ヶ年季引之分

此反別三拾八町五反壹畝三步

去寅々續

高八石六斗五升

當卯水深不作皆無引之分

此反別壹町三反貳畝廿九步

當卯旱損青立皆無引之分

高百七拾貳石五斗

當卯旱損青立皆無引之分

此反別拾六町貳反三畝廿九步三厘

當卯旱損青立皆無引之分

此減米九拾石七斗壹升八合

當卯旱損青立皆無引之分

殘高七千四百八拾七石九斗七升四合九夕貳才

高免貳つ三分貳厘餘

毛付貳つ七分貳厘五毛餘

此取米貳千四拾石七斗五升貳合七夕

内米百八拾六石八斗四合

米壹升壹合

米百七拾五石五斗六升八合

米三升貳合

米貳合

米三斗八升三合

米貳升六合

米三石三斗七升貳合

米七石四斗壹升

外米百九拾四石八斗九升八合三夕

内米九拾石七斗壹升八合

米百四石壹斗八升三夕

差引

米八石九升四合三夕

去寅減

寅年と差引
米八石九升四合三夕

丑年と差引
米百八拾石九斗五升九合三夕

子年と差引
米百八拾五石三升五夕

亥年と差引
米百九拾貳石五升六合五夕

戌年と差引
米百八拾壹石五斗七合五夕

酉年と差引
米百九拾貳石五升六合五夕

申年と差引
米百七拾九石壹斗貳升五合五夕

未年と差引
米百三拾五石八斗五升六合

未年と差引
米百八拾石貳斗六升五夕

減減減減減減減

貢租

破免皆無減
免檢見減
檢見增
破免檢見增
免返本免入增
本免入增
定免切替增
破免立戻增
起返本免入增
直

米貳百四石八升四合五夕

午年と差引

米貳百八拾貳石九斗三升五合貳夕

巳年と差引

米貳百七拾七石壹斗九升八合五夕

寶曆二申年と差引

米貳百六拾五石八斗貳升七合壹夕三才

延享元子年と差引

米四百三拾九石壹斗四升八合三夕

前々高免と差引

米千四百八拾貳石九斗六升五合

高年と差引

此反別百六拾七町九反壹畝拾七步七厘

内高貳石六斗五升九合

此反別貳反六畝廿九步

外高六斗三升九合

當卯起返本免入

烟代方

連々可起返引高之分

高千四百八拾貳石九斗六升五合

内高貳石六斗五升九合

此反別貳反六畝廿九步

外高六斗三升九合

此反別七畝三步

此取銀六匁四分六毛

殘高千四百八拾石三斗六合

此反別百六拾七町六反四畝拾八步七厘

此取銀拾九貫四百三拾八匁三分三厘壹毛

永七百三拾六文五分

去寅增

起返本免入増

免直增

仕法免直增

同增

貢租

銀貳拾八匁七分六毛

銀三拾貳匁壹分六毛

銀三拾五匁五分六毛

銀三拾八匁九分六毛

銀百三拾六匁七分六厘四毛

銀百四拾目壹分六厘四毛

銀百四拾六匁七分六厘四毛

銀百四拾目壹分六厘四毛

銀百四拾三匁五分六厘四毛

銀百五拾貳匁九分六厘四毛

銀百五拾貳匁九分六厘四毛

銀百八拾九匁三厘九毛

銀百八十五匁貳厘九毛

銀七百九拾八匁八分六厘九毛

銀八百三拾貳匁四分六厘九毛

銀八百六拾五文壹分

增減 增減 增減

同增 同增 同增

同增 同增 同增 同增 同增

内 譯

高七千五百八拾三石壹斗八合九夕貳才

此反別八百壹町四反拾四步七毛

米千六百五拾八石四斗四升九合

此取銀拾九貫四百三拾八匁三分三厘壹毛

水七百三拾六文五分

高千三百六拾石六斗三升壹合

此反別百六拾九町四反四畝拾九步

此取米三百七拾三石八斗五升七夕

高貳拾四石五斗四升壹合

此反別五町六畝廿貳步

此取米八石四斗五升三合

破免檢見取

御取箇附候分

檢 見 取

御取箇附候分

一反別百六拾三町四畝廿步

外

見

取

反別拾三町五反廿五步

田 煙

石 方

内反別貳町八反四畝廿三步

連々可起返引方之分

殘反別拾町六反六畝貳步

此取米拾貳石貳斗六升八合

去 寅 同

畑 代 方

反別百四拾九町五反三畝廿五步

連々可起返引方之分

内反別拾町貳反五畝廿四步

此取米拾貳石貳斗六升八合

銀貳拾九匁貳分

貢 租

此取永拾貳貫七百八拾九文七分

銚三貫五拾七文

内永拾八文

定取切替
去寅増

石方の田畠内譯
代方の銀永銚取内譯 總て之を略せり

右者私當分御預所、三河國村々當卯定免、破免、檢見、御取箇書面之通御座候以上。

慶應三卯年十一月

御勘定所

大竹庫三郎印

假免狀 檢見村に限り、其年檢見後田租確定し、該額を各村へ開示する令狀を云ふ、

検見の
條參看 番租

及び定免村の田畠租額は、其年起返及び損壊せる土地、其他に係る地租の増減を検査したる時々指示し、總租額は割附交付前別に假免狀を渡すことなし。

割附 一般の地租額を一町村毎に調査し、納期を併て令達するものにして、代官の名印を以てす。其例を左に掲ぐ。

辰御年貢可納割附之事(用紙西の内紙但三枚以上に及ぶときは冊物となす)

寅午迄五ヶ定免

某國某郡

一高貳百拾三石五斗九升三合

某

村

内高壹石六斗壹升九合

無地高

此譯

高六升

前々郷藏數引

内高貳拾四石四斗壹升七合

前々川成川欠石砂入引

高三石六升

當辰川欠石砂入引

收納

此減米六斗三升壹合

外高貳斗四升六合

小以高貳拾七石五斗三升七合

當辰損地小前持高十分一に不相當分、
定免年季明より可引分。

殘高五拾三石八斗七升四合

本

此取米拾七石貳斗六升八合

外米六斗三升壹合

損地
去卯減

畠高百三拾石五斗六升三合

内高四斗壹升壹合

高五拾三石四升七合

外高三石貳斗七合

此取米五斗三升五合

小以高五拾三石四斗五升八合

殘高七拾七石壹斗五合

前々堤敷井溝代引
前々川欠川原成引

當辰起返

此取米拾六石壹斗九升九合

内米五斗五升

内米壹升五合

米五斗三升五合

起免
返直
去卯

本

取

免

增

增

增

返

免直增

當辰

起

返

下

免

增

增

增

返

内米壹升五合

免

直

增

返

此取米五斗壹升四合

免

直

增

返

高三石貳斗七合

當辰

起

返

此取米五斗三升五合

收納

皆 増

取合米三拾三石四斗六升七合

一田壹町五反三畝廿八步

内六反七畝拾五步

前々川欠押掘石砂入引

見

取

殘八反六畝拾三步

此取米壹石九升六合

去卯同

一米壹石三斗八升貳合

一永三百拾五文

山 手

役 錢

納合 米三拾五石九斗四升五合

永三百拾五文

右者定免、又は破免、檢見。當辰御取箇書面之通相極條、村中大小之百姓入作之者迄不殘立會、無甲乙割合之、來る極月十日限急度可令皆濟者也。

年號干支十月 何之誰印

右 村

名 組 百 姓 頭 主

大小切 是は甲斐一國に限る收納法たり本州は嘗て徳川領に歸したる後も武田家(縫倉幕府の時よりを領す。)の、遺法を襲用し來りしもの多く就中各村租稅米の如きは、總額の三分一をせうぎり小切と稱し、金壹兩に付四石壹斗四升の定價を以て金納とし、該額を控除したる殘數を又三分し、其一を大切とし張紙直段幕府旗下一般の臣民に給する祿米の内、代金渡に要する相場なり、張紙とは掲示するとして、城中の口と唱ふる廊下に、張出開示するを以て云爾。を以て金納とし兩者の殘額を、米納と爲さしむるの制なり、現に武田家所領當時の價は金壹兩に米五石餘なりしを、軍費借入償還の爲特に貳割強の高を以て、此直段を定め永久納稅せしむるものなりと云ふ、之に關する古文書あり左の如し。

依恩借後納定

御用金

一九萬三兩也。

三分渡
兩

一米拾五萬六拾俵

三分渡

青波之作刈穎、敵地味方之砦馬飼料、並自他會合之時扶持用金、甲斐國百姓割掛恩借依無相違、以來國中百姓納米三分壹金、壹兩四石壹斗四升替相積、可令收納向後國中無怠慢、可令巡見者也。

元龜三申年十月

高坂彈正忠

朱印

昌信直廣も

土屋備前守

穴山左衛門尉

梅雪勇

四郡百姓惣代

八人之ものへ

米納　租稅の内現米を以て納入するは、江戸淺草の米廩を始め二條、(京都)大阪其他數所とす、是等の地方は諸役員の在勤者ありて、米穀授受の必用あるを以て、米廩へ納入せしむるなり、江戸納を御廻米と云ひ、土地納を御詰米と云ふ。

鄉藏又は村役人の倉庫へ貢米を積入たる後、若し火難等の災厄に罹り焼失其他の損害を蒙りたるとき、既に支配吏員の受渡を了せし後に係るものは、官損に歸し未了なるときは村民辨償するものとす。

貢納は渾て米を以て正額とするも、山間僻遠の村落にして運搬至難なるものは、特に代金納を許す所あり。

置米金　口留番所、大小道中に大小の關所を置く、口留番所は小關門を云ふ。番人、又は御林守と稱するもの、其他居村民中より採用する、此種の小役人に給する扶持米、及び官費堤防修繕に要する人夫の賃米、等に充て租稅米金の内、該村若くは附近村落へ預け置き、所要の時々支出するものを云ふ。

買納　洪水の害を受け、稻草永く水中に浸漬し、後日成熟するも、米質粗悪納米に充て難き類、又は納所着迄の間欠滅し、不足を生じたる場合、又は難破船なんぱせんにより海中へ沈没せしどきの如き、止むなきものに限り、江戸其他の納所に於て、自村米相當の他産米を購入し、代米納を許すことあり之を買納と云ふ。

俵入 納米壹俵の容量は地方に依り區々たり、關東は三斗五升入、出羽國村山郡は三斗七升入、田川由利飽海郡は四斗八升入、甲斐國は三斗六升、陸奥國岩城郡美濃國は三斗三升入 陸奥國白川郡、福島領、越後越前三河遠江駿河美濃丹波但馬備後は、四斗入尾張攝津播磨豊前豊後肥後は五斗入にして尙ほ他に異同あれども概ね如此。

關東の俵入を定めたるは、中古舊幕府料全國一般の地租、無難の平年二三ヶ年を撰み、之を平均したるもの免三つ五分餘、即ち高百石に租米三拾五石餘に相當せり、依て一俵を三斗五升と定め、臣隸の世祿其他に給するに廩米を以てするものの百俵は、土地を領する高百石に比適せしめたるものなり。

欠米　　租稅米を遠國より、江戸其他の米廩へ納入するは、海上和船を以て回漕するが故に、年を越へ納所へ着する事ありて、航海中腐化米、米又は澤手、濡米又は濕潤を含みたりし多少によリ、大中小澤手の名稱を下すもあり。等の欠減を生じ、納入の際不足を告るに依り、豫備として込米の外、更に一俵に四升乃至三升の餘米を加ふ之を欠米

と云ふ、欠米は納所に於て俵入検査を経て全く過剰に屬するものは、納貢者に還付す。輸送のとき本米何俵、
欠米何俵と區分す。

金納　概ね一期三四回に區分し内金を徵收す、内金は當年著しき増減租あるものの外、毎年稍一定の租額を以てし、末回皆濟のとき過不及を精算す、徵稅令書は最寄々々拾五ヶ村、乃至貳拾ヶ村を組合はせ、一紙に列記し回章とし首村に送達し順次轉達せしむ、之を納入するときは假受領證を交付す。

未進
不納
前同上の稅額全部を、期日迄に納入せざるを云ふ。

駄二俵付錢貳拾四文づゝの割合を以て、總數に應じ官より支給す。

讀所へ回書て祭りを詔へ、其の主へ一通書く。

米穀積込出帆以後に係る破船は、運賃の三分の一を官損とす。

皆濟期月

左の如し但享保二年九月所定

海道筋

駿河 遠江 三河

飛驒 美濃 伊勢 甲斐

五畿内筋

山城 河内 近江 和泉 摄津

大和 播磨 丹波

同三月 但二條納有之節は四月二條は、京都にある
米廩の詰米を云ふ。

中國筋

美作 備中 但馬 備後 讃岐

伊豫 隱岐

同四月 石見 丹後

同六月 西國筋

豊後 豊前 筑前 筑後 肥前

肥後 豊前 筑前 筑後 肥前

同五月 北國東國筋

信濃 翌年二月

陸奥 佐渡
同 四月
越後 越前 能登
同 七月 上野 下野
安房 常陸 相模 伊豆
同 正月 上總 下總
出羽

皆濟目銀 各村租稅皆納の後、囊に數回に納入せし假受領證を引換一紙の證書を交付す、之を皆濟目錄と云ふ、代官の片苗字捺印を以てす、其例を左に掲ぐ。

辰御年貢皆濟目錄（用紙美濃卷紙）

一高貳百拾三石五斗九升三合
某州某郡某村

本途見取小物成

但本米壹石に貳升

小 物 成
水 車 運 上

當辰より戌迄七ヶ年季

一米三拾五石四升五合
此斗立三拾五石七斗四升六合

一永三百拾五文

一永貳拾八文五分

内永貳文
切替増

掛米三拾五石七斗四升六合

一米壹石七升貳合

掛米三百四拾三文五分

一永拾文三分

一米壹斗貳升八合

一米壹斗貳升八合

收納

但本米壹石に三升
但本米壹石に付三拾文
御傳馬宿入用

但高百石に付六升

一米四斗貳升七合

六尺 紿米

一永五百參拾四文

但同貳斗 御藏前入用

一永百拾貳文五分

但同貳百五拾文 卯より未迄五ヶ年賦

一米三拾七石三斗七升三合

夫食拜借返納

一永壹貫文三分

置米

米拾五石

此拂

一米貳拾貳石三斗七升三合

納合

一永壹貫文三分

置米

右は去辰御年貢米永高掛物、其外書面之通令皆濟に付、小手形引上一紙目錄

相渡上は、重て何様の手形差出候とも可爲反古者也。

年號 支月 何 誰 印

右村

名組百姓代頭主

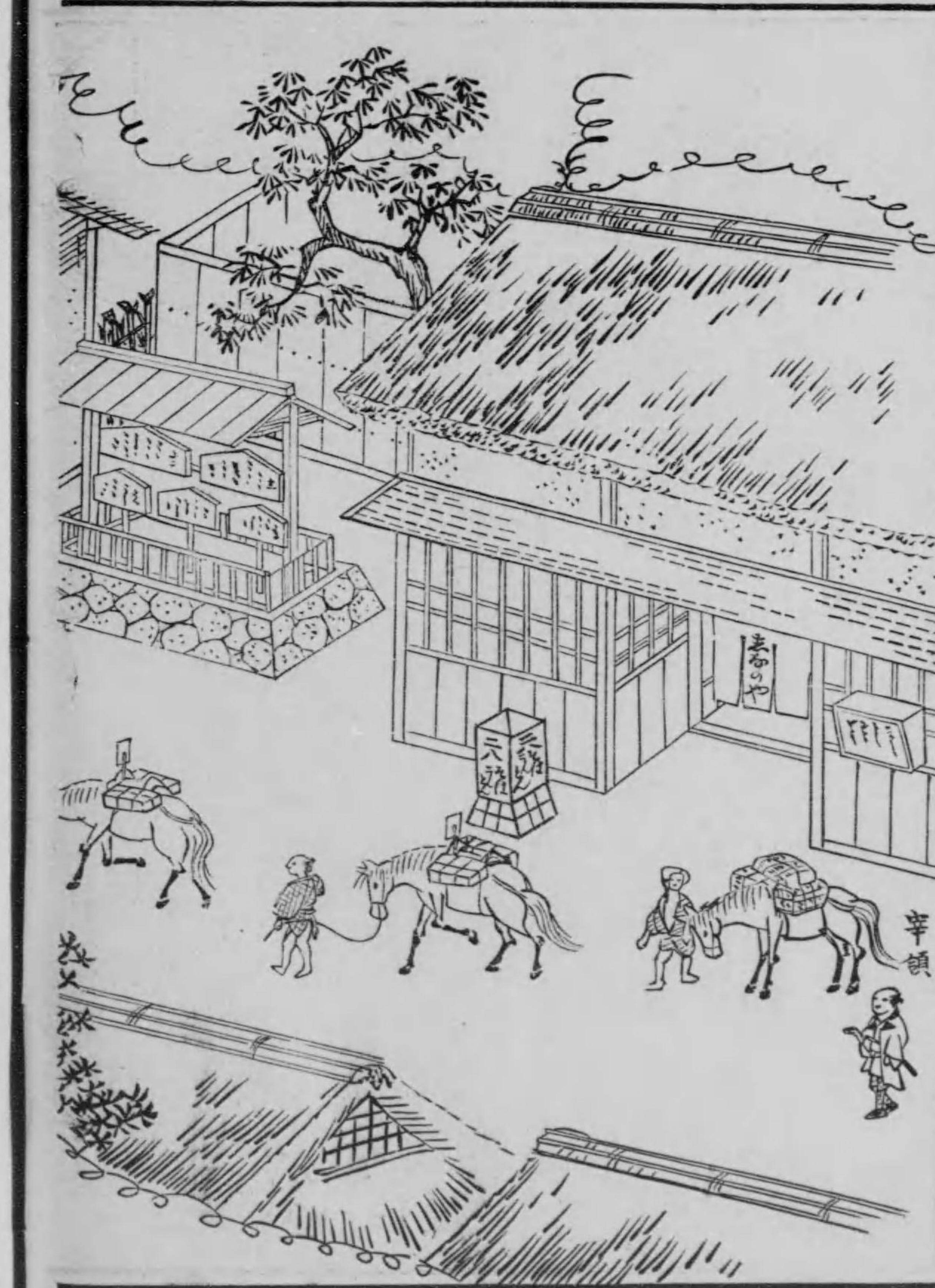
割付目錄拜見證文 村民より呈出せしむるものなり、其例を左に掲ぐ。

差上申一札之事

去辰御年貢御割附米金、皆濟目錄被成御渡候に付、村中大小の百姓入作の者迄不殘立會、御割附皆濟目錄共委く拜見仕無筆之者には、再應爲讀聞呑込知得心之上、割合勘定仕、少しも申分無御座候、若重而御割附皆濟目

年貢米
取立之圖





年貢金
江戸差立之圖

錄共拜見候得共、無筆無算故割合勘定之義不存杯と申立、及出入候者有之候はば、何様の落度にも可被仰付候、依之惣百姓入作之者迄、連印差上申處仍如件。

年號月日	惣	百	姓	代	印
	百	姓	頭	印	印
組名			主	印	印
某郡某村					

何之誰様 御役所

代官の氏名を割附には缺文せず皆済目録には片苗字を用ゆ、按るに割附皆済目録なるものは、各町村に於て將來に亘る重要な證たるに依り、兩つながら普通の例を以て片苗字となすときは、後日全氏

名を識別するに由なし、故に初め交付の割附に於て全氏名を示し、再び交付の皆済目録は片苗字とし、普通例を用ひしものならん。

質地

質地に關する規定及び慣例

質入 土地を質入するには、宇位上中下田畠の類反別を、檢地帳に就き、檢地帳なき村方は名寄帳に對査し、相違なきものに非ざれば、效なきものとす。

證書加印 質地證文には名主の加印を要す、名主なきは年寄、又は組頭の内にて加印を要す。名主年寄組頭自身の質地證文には、同役又は他役中の加印を要す。

年季 十ヶ年を限り其以上の年季にて、質入するを得ず、但從前は年季の制限なかりしを、享保六年之を制限せられたり。

年季中受戻 年季明けざる内、受戻すことを得ず。

賴納 質入主にて年貢諸役村費の類を出し、質取主作り取を爲すべき約定の證文を、賴納と唱へ之を禁ず。

半賴納 質入主諸役を出し、質取主年貢のみを出すべき、約定の證文を半賴納と唱へ、是も亦制禁たり。

質入主年貢を出し、質取主諸役のみを出すも亦同じ。

残地 質入の地所壹段歩の内、五畝步を質入主直に小作し、五畝步を質取主小作しながら、年貢諸役を質入主に於て出すべき、約定の證文を残地と唱へ之を禁ず。

切畝步 檢地帳面一筆壹段歩の地所を、五畝步を質入主所持し残五畝步を質入するを切畝歩と唱へ之を禁ず。

倍金 質地差入金拾圓を借り入れ、證文には貳拾圓借りたる趣、記載するを倍金と唱へ之を禁ず。

直小作 質に取りたる地所を、直に質入主に小作せしむるを云ふ。

別小作 質に取りたる地所を質入主以外のものへ、小作せしむるを云ふ。

又質 質に取りたる地所を、質取主より又他へ質入するを云ふ、之を禁ずと雖も元地主承諾の上、證文へ加印するに於ては之を妨げず。

質に取る間敷土地 檢地帳の一筆限になき寺社領を、決して質地に取るべからず。

利足 質地證文へ利足の定など、記載するものは質地とならず。

質地證文之事の普通

小作證文へ利足として年々何程づゝ、差出べくなど記載するも宜しからず。

受戻 質入主より左の期限内に、出願すれば受戻すことを得。

年季明け流地となす可き旨の文言なき證文は年季明十ヶ年以内。

年季明け流地となす可き旨、記載せる證文は年季明二ヶ月以内。

年季の定限なく、金子有合次第受戻すべき趣の證文は、質入の年より拾ヶ年以内。

流地 前項の期限を経過するときは、皆流地とす。

質地證文例

字何

上田貳反五畝廿三歩

中田壹反八畝拾貳歩

字何

中田貳反三歩

御水帳

何兵衛名受

同人名受

何七名受

一合田畑六反四畝八歩

三ヶ所

右者我等所持書面之田畑、今般貴殿方へ質地に相渡金何程借用申處實正也、年季の義は當寅より亥迄拾ヶ年季に相定、年季明子年正月に至り金子無相違致返濟、地所受戻可申、尤年季中御年貢諸役貴殿方にて御勤可被成候、右地所に付故障の筋無御座候、爲後日質地證文仍如件。

何國何郡何村

百姓

年號月日

何兵衛印

組合惣代

何

名主

九

八印

何右衛門印

何右衛門印

何村

何左衛門殿

質地證文之事筆數多く小拾帳を添ふ例

字福富貳ヶ所

字豊地四ヶ所

字德田壹ヶ所

字常世田貳ヶ所

一合田畑七反九畝廿貳歩

九ヶ所

右者我等所持書面の田畑、今般貴殿方へ別紙小拾帳相添質地に相渡、金子何程借用申處實正也、年季の義は當子三月より来る午十二月迄、七ヶ年季に相定、年期明未年正月に至、金子無相違致返濟地所受戻可申、萬一其節受戻難出來候ばば、可致流地候、尤年季中御年貢諸役共貴殿方にて御勤可

被成候、右地所に付故障之筋無御座候、爲後日質地證文仍如件。

何國何郡何村

年號月日

地主

名主

助印

同

何

六

郎印

何村

何九郎殿

同

何

六

郎印

字豐地

小拾帳

御水帳

上田壹反三步

中田九畝廿七步

何右衛門名受

同人名受

下田三畝拾步

同壹反三畝拾八步

何七名受

字福富

中烟八畝廿壹步

何次郎名受

下々烟壹反拾貳步

同人名受

字德田

屋敷壹反壹畝廿七步

何兵衛名受

字常世田

上烟田成七畝九步

何藏名受

殘五畝六步

同人名受

下烟田成六畝拾八步

同人名受

一合田畠七反九畝廿貳步

九

ヶ

所

右は我等所持書面の田畠、今般貴殿へ別紙證文の通、當子三月より来る午十二月迄七ヶ年季、質地に相渡金何程致借用候に付、則小拾帳相渡置申候以上。

何國何郡何村

名主

年號月日

何

助印

同

六

郎印

何 村

九 郎 殿

小作證文例

小作證文之事直小作の例

字何

上田貳反五畝廿三歩

中田壹反八畝拾貳歩

字何

中畠貳反三歩

一合田畠六反四畝八歩

三

ヶ

所

右は我等所持書面の田畠、當寅より亥迄十ヶ年季に相定、貴殿へ質地に相渡候處、年季中右地所我等直に小作致し候に付、當寅より年々御年貢諸役相勤候上、米何程何月幾日迄に急度可相濟、若滯候はゞ地上御取上可被成候、其節異論申間敷候、爲後日小作證文仍如件。

何國何郡何村
百姓

質 地

二九一

年號月日

小作人

何

兵

衛

印

組合惣代

何

八

印

名主

何

右

衛

印

何左衛門殿

書入地

田畠を擔保とし金員を借用し、利子を支拂ふことを約するを書入かきいれと云ふ。

書入は質入に類似すと雖も、書入は利子を拂ふて、借金し田畠は單に擔保に止るもの、質入は金員貸借期間、田畠を貸主に預け、耕作の権利を付托し、其收穫を以て利子に充つるもの、全く其趣を異にせり。

貸與

天變地異に罹りて非常の災害を蒙りたるとき、村民の請願に依り金穀を貸與するの制規なり、左の如し。

夫食拜借

一日一人分貸與の制限。

男一人

米は、貳合

穀麥は、四合

黍稗は、八合

女一人

米は、壹合

穀麥は、貳合

黍稗は、四合

無利足翌年より五ヶ年賦を以て返納するものとす。

六十歳以上拾五歳以下の男は、女に準し三歳以下は、都て算入せず。

夫食を貸與するは代金を以てし、勘定所へ經伺の上舉行す、其例左の如し。

何國何郡何村外何ヶ村夫食拜借伺書

覺

惣人數千六百六拾四人

内五百人
貳拾六人

夫食願人數の内ヶ成に可取續分、並親類助合有之者吟味之上除之。

一飢人數千百三拾八人
男五百八人

此譯

此夫食米三拾石四斗八升

但當支十二月三日より支正月二日迄三十日分一日一人米貳合つゝ

女六百三拾人

内九拾七人 六十歲已上拾五歲以下之男人

此夫食米拾八石九斗

但日數右同斷一日一人米壹合つゝ

合米四拾九石三斗八升

但當支十月何國何郡何町下米直段
金壹兩に付何程替

此代金何百何拾兩

但來何年も来る何年迄五ヶ年賦一ヶ年金何程づゝ返納の積

右者私御代官所何國何郡村々、當支六月下旬より八月中迄度々之大雨、何川通滿水仕、所々堤押切、又は惣越等に相成、田畠皆損其上家根迄數日水湛、貯置候夫食押流及飢、難儀仕候に付、夫食拜借被仰付候様仕度旨、出水之節々追々願出候間、親類好身之者共助合爲致可成にも才覺手段罷成候者、吟味之上除之、實に及飢候者相糺、書面之通に御座候、尤當前の難儀相凌勝手には可相成候得共、拜借金相嵩往々返納難義可仕間、何分相勵取續候様、理解申聞候得共、一統之水損に付才覺手段無之、何分拜借被仰付

不被下候ては、飢渴に迫り農業にも差支、誠に難默止奉存候間、當支十二月三日より來支正月二日迄日數三十日分、夫食代金御貸渡被下候様仕度奉存候、尤私御代官所何國何郡何町、當支十月書上下米相場、尙又糴下ヶ代金積仕候、然る上は右金何程私入手形を以て御金藏より受取之、貸渡當何年御金藏御勘定元拂に組仕上、返納之義は來支より支迄五ヶ年賦被仰付、書面割合之通取立之上納仕、皆濟之節納札を以て私入手形引出候様御證文可被下候、此段奉伺候以上。

年號月日

代官名印

御勘定所

(裏書指令)

表書之金何程其方入手形を以て、御金藏より請取之貸渡、返納之義は來支より來る支迄五ヶ年賦、割合之通相納、皆濟之節納札を以て、入手形引出可

被申候、斷は本文有之候以上。

支月

種糲麥拜借

一村の地租五分半額以上の損毛に當るものに限り貸與す。

貸與の制限

壹反歩

糲は 六升より七升迄

麥は 八升より壹斗迄

利足三割を加へ翌年より五ヶ年賦を以て返納するものとす、但種子は農業の財源なり、資本として其利益の發生するものなるに依り、特に利足を收むるなり。

種糲麥を貸與するは代金を以てし勘定所へ經伺の上舉行す、其例左の如し。

下總國香取郡村々種麥拜借伺書

覺

畑反別貳百八拾貳町六反壹畝九步

貸與

拾貳町貳反三畝步

諸引

内拾三町七反六畝廿六步

屋敷反別除之

貳拾五町壹反三畝五步

麥種有之百姓持高除之

下總國香取郡

何何村何何村

一反別貳百三拾壹町四反八畝八步

但壹反に付

此種麥貳百三拾壹石四斗八升三合

但壹反に付

此代金七拾七兩水百六拾壹文

但壹反に付

外金貳拾三兩永百四拾八文三分

但壹反に付

合金百兩壹分永五拾九文三分

但壹反に付

但來亥カ來る卯迄五ヶ年賦、壹ヶ年金貳拾兩永六拾壹文八分づム、末年は金貳拾兩永六拾貳文

壹分。

右は私御代官所下總國香取郡村々、當戌六月下旬カ八月中迄度々之大雨に

て、何川通出水所々圍堤押切、又は惣越に相成内郷の分も、水湛田畑は勿論家居迄水下に相成、數日相湛貯置候夫食種麥迄も押流、當然及飢候に付、少々相殘候種麥等も、當日之夫食に仕蒔付の時節に差向候得共、仕付可申手段無御座、必至差迫り種麥拜借被仰付被下候様、一同願出申候、依之一村限巨細吟味仕、種麥少々有之分は逸々相除、其外種麥は所持不仕候得共高持百姓可成に取續、自分才覺相成候者共相省き、實に才覺等難成及飢候體の者、持高吟味仕候處、書面之通御座候、依之荒麥所直段當七月書上相場の上、五斗安之積に糴下け金壹兩に、荒麥三石替之積を以て書面之通御座候間、早速御貸渡被下候様仕度奉存候、然る上は右金七拾七兩永百六拾壹文私入手形を以て御金藏カ請取之、貸渡當戌御金藏御勘定元拂に組仕上、返納之義は三割之利金差加來亥カ卯迄五ヶ年賦返納被仰付、割合之通年々取立之相納、皆濟之節納札を以て私入手形引出候様御證文可被下候、

此段奉伺候以上。

明和三戌年九月

御勘定所

代官名印

(裏書指令)

表書之金七拾七兩永百六拾壹文、其方入手形を以て御金藏より請取之貸渡、返納之義は三割利金差加來亥タリ卯迄五ヶ年賦、割合之通相納皆濟之節、納札を以て入手形引出可被申候、斷は本文有之候以上。

戌 九 月

農具代拜借 出火に類焼せしものゝ内、火元の風下七軒に限り之を貸與す。

農具の種類及び代價は概ね左の如し

鍬	壹挺	永百拾五文
鎌	同	永三拾三文
馬鍬	同	永百文

稻 扱	同	永四拾七文五分
肥 桶	壹 荷	永七拾文
白	壹 個	永百五拾文
計		永五百拾五文五分

無利足翌年より五ヶ年賦を以て返納するものとす。

此外に類焼の爲悲慘の境遇なるは、小屋掛料として貸與を受るとを得、一戸金七十五錢づゝ翌年より無利足七ヶ年賦返納せしむ、七拾五錢は小額なりと雖當時以て小民應急の價格ありしなり。

宿場火災拜借 出火に類焼せし人馬役のもの貸與制限。

馬 役	壹 軒	金三兩
人足役	同	金壹兩貳分

同上本陣、脇本陣、問屋場、旅籠屋、は定限なく臨時至當の額を検定し貸與するものとす、但或る一例によれば各壹軒に付本陣金貳百五拾兩、脇本陣金百兩、問屋場金貳拾貳兩貳分、旅籠屋金拾五兩、を貸與したるあり。

無利足五ヶ年賦、若くは拾ヶ年賦を以て返納するものとす。

貸與

前項諸拜借は罹災者と雖も村役人、又は相應の資産あるもの、又は親族姻戚間に於て補助を得るものは、貸與を受ることを得ず。

前項諸拜借は伺書の例を擧ぐる外も、總て代官より勘定所へ經伺の上履行するものとす。前項の内農事に關する諸拜借にして、返納年賦中再び灾害に罹り、全村の地租五分以上の損毛に當生するより、屢次令達し時に吏員を派して、臨檢諭戒せしむるに至れり。

貯 穀

凶歲其他非常豫備として郡村一般に諭達し、米粟を貯蓄せしむ之を貯穀たくはやごと云ふ、舊幕府よりも獎勵の爲天明八申年より寛政四子年迄の貯積高に對し其二十分一を下付し、民蓄と共に郡村に貯藏し、年新穀に結替、以て不虞に備ふるものとす、然るに往々其額を帳簿に錄して、其實を空ふするの弊を生ずるより、屢次令達し時に吏員を派して、臨檢諭戒せしむるに至れり。

官 貯

縣治に要する簿冊の名稱枚舉に違あらず、姑く重要な帳簿を列記する左の如し。

鄉帳 本帳は本途、見取、反高、流作場、小物成、高掛物、等の高反別、並租稅額、及び定納に係る運上、冥加、の類を掲記し、納稅の基礎に備ふる至重の帳簿にして、年々異動を訂正し、其年分翌年五月晦日迄に、代官、より勘定所へ進達すべきものとす、各村の稅況等を登錄せしものなるに依り鄉帳と云ふ。

本帳所載の租稅は其村の原租のみにして、本稅に附加する口米永、出目、延米、又は年々異動ある諸運上、冥加、其他臨時收入の種類は、掲載せず。

畠租永納なるものは永壹貫文を米貳石五斗替にして、之を換算記入す。

本帳の書式は左の如し

何國弘化三年御成箇鄉帳

何國何郡江戸へ何拾何里

村

一高三百三拾五石貳斗壹升六合

高七升五合

内高拾四石八斗二合

前々川欠引

高三拾貳石七斗六升九合

當午川欠押堀石砂入引

貯穀 官簿

此減米拾壹石九斗七升

小以高四拾七石六斗四升六合

殘高貳百八拾七石五斗七升

此取米百貳拾貳石四斗五升四合

高免三つ六分五厘三毛内
毛付免四つ貳分五厘八毛余
巳四つ壹厘餘
辰四つ壹厘餘
卯三つ九分三厘五毛内
寅三つ九分貳厘七毛餘

寅の午迄五ヶ年平均

取米百三拾石九斗六升九合

一畠五反壹畝廿七步

此取米三斗壹升壹合

定納物

高免三つ九分七毛餘

見取

場

反米六升

一米四石貳升三合
一永貳百五拾七文五分
一永五百文
一米貳斗壹合
一米六斗七升
一永八百三拾八文
一林八町六反七畝拾六步

卯の未迄五ヶ年季
山漆年木年
酒造冥加永役貢
御傳馬宿入用
六尺給米役貢
御藏前入用
五ヶ所用米役貢

外

一永百五拾文

水車運上
卯の未迄五ヶ年季

納合米百貳拾七石六斗五升九合
永壹貫七百四拾五文五分

(外各村略之)

右は私御代官所當分御預所何國、當支御成箇鄉帳書面之通御座候以上。

年號月日

何之誰印

御勘定所

御取箇帳 本帳は檢見の部に詳なり。

割附 本帳は本田畑、見取、反高場、流作場、等の石高又は反別、並地租小物成の類の稅米永を、内譯詳細に列記し、當年の收納額を各町村へ令達するの原簿とす、書式は收納の部に掲ぐ。

大積納拂明細帳 本帳は御取箇帳、郷帳、に掲載ある租稅を始め、年々増減ある諸運上、分壹稅、高掛物、本租の付加稅、其他諸物拂代、拜借返納金、に至る迄總て當年の出納に係るものを漏なく掲載し、正米、石代納、金納、等米廩金庫へ納入すべき現額を豫定せる帳簿にして、代官より勘定所へ進達するものなり。

皆濟目錄 彙に納拂明細帳を以て豫定せる、租稅其他の米金を納入し、完結の後皆濟届書を添、代官、より勘定所へ進達する帳簿なり、別に各村へ下付する皆濟目錄はは收納の部に掲ぐ。

御勘定帳 本帳は地方御勘定帳、御金藏御勘定帳の二種とす、前者は租稅其他の收納及び其中よりする收支に係るもの、後者は別途御金藏より領收せる、金銀の出納に關するものなり。

地方御勘定帳は租稅米金の出納、皆濟後決算するの帳簿にして、假令事故ありて調製を延伸するも、三ヶ年を超ゆることを得ず。

地方御勘定帳は勘定所へ進達し、主任勘定役の證書對照其他の検査を経たる後、勘定奉行の面前に於て、勘定吟味役、勘定組頭、侍坐代官出席し、勘定合せなる式を擧行す、勘定合せには單に總計のみを以てし、勘定吏員算盤を執り、代官員數を讀上げ、收支差引の計算をなす。

勘定合せ結了の後勘定奉行、吟味役、組頭、連署捺印し、代官へ宛て奥書を以て證明し、尙ほ老中連署を以て、奥書證印し代官へ下付せらる。

御金藏御勘定帳は、勘定合せの如き手續を經ず検了の後、勘定奉行、吟味役、組頭、の奥書證印迄にて下付せられ、老中の奥書を要せず。

地方御勘定帳の一例を左に掲ぐ。

弘化二巳年御勘定目錄

一高三萬四百七拾九石八斗五升四合

遠江國

(内高取米金等、國寄の例に同じ故に略す。)

一高壹萬九千六百八拾四石貳斗六升八合九夕三才

(同上)

合高五萬百六拾四石壹斗貳升貳合九夕三才

高三萬三千五百三拾貳石貳斗四升六合七勺三才

高八拾五石三斗

高五千四百拾壹石四斗五合

高壹萬千百三拾五石壹斗七升壹合貳勺

米八千四百拾貳石四斗三升八合三夕六才

內米九拾三石貳斗八升壹合貳勺

金拾三兩貳分永百七文六分

內金拾貳兩三分永百貳拾壹文壹分

除之見取之分厘付
除之見取之分厘付

高貳つ四分八厘餘

流作場見取之分厘付

高八文六分餘

三遠 河江 國

石 方 方

代方永取

代方銀取

代方銚取

此取

銀五拾七貫百九匁九分九厘七毛

內銀百七匁八分六厘

高拾匁五分三厘餘
見取之分厘付除之

但金壹兩に付定式

五百七拾九文餘

見取之分厘付除之

但金壹兩に付定式

四貫文替

此金千五百拾七兩貳分永九拾貳文五分

鎰六千四百七拾貫貳百六文

內鎰拾八貫六百四拾八文

見取之分厘付除之

但金壹兩に付定式

五百七拾九文餘

見取之分厘付除之

但金壹兩に付定式

四貫文替

此金千六百拾七兩貳分永五拾壹文五分

鎰六千三百七拾七石三斗五升七勺

金貳千六百八拾八兩三分永壹文六分

米千六百七拾五石八升六勺六才

此金三千五百壹兩壹分永五拾九文六分

此譯

米五百拾石三斗四升五合

官簿

遠江國三分壹石代

三〇九

此金千百壹兩永百六拾三文

米七百六拾七石四斗八升壹合九勺六才

此金千七百貳拾壹兩三分永貳拾六文七分

米三百七拾六石四斗八升六合七勺

此金六百貳拾六兩貳分永貳百拾五文三分

米八石九升壹合

此金拾八兩三分永貳拾貳文六分

米拾貳石六斗七升六合

此糲貳拾五石三斗五升貳合

一米四百八拾石七斗壹升壹合

貳
升
出
目
米

但 同國、吉田、岡崎、西尾、田原、
九日迄上米平均直段四升高、金臺
兩に付米六斗七勺三才
太餅米石代

但 同國、吉田、岡崎、西尾、田原、
九日迄上米平均直段四升高、金臺
兩に付米六斗七勺五才
太餅糲石代

內米四百七石六斗九升貳合

米七拾三石壹升九合

此金百六拾壹兩壹分永六拾壹文五分

米
石
代
金
納

但 遠江國三分一直段、金臺兩に付四
斗六升三合四勺六才
太餅糲七斗七升壹合

但 同國三分二直段金、臺兩に付米四
斗四升五合七勺五才
太餅糲七斗七升壹合

一米五拾壹石八斗八升五合七勺

山山葭野山株百居山
姓林
場林年
札運札役年
役役上米米永貢貢
小山茅柿楮船
糠山
物手
菴定
代納成米代代代役

御山船
役
年貢上米
向山
笠原札野
米貢役

米四拾九石五斗壹升五合七勺
内
内米八石四升
出目米不掛分
本
米
代
金
納
米

米四拾六石八斗四升五合七勺
内
米武石三斗七升
此金拾壹兩永四拾七文

米貳石八合
此金四兩壹分永八拾貳文六分

米貳石貳斗九升六合
此金五兩永百五拾文九分

米七斗三升六合

此金壹兩貳分永六拾三文五分

是は遠江三河國村々定納小物成米、巳年分取立如斯。

一大豆四石八斗五升壹合
此金六兩三分水百三文九分

山 煙 定 納 小 物 成

但
遠江國、吉田、岡崎、西尾、田原、
坂、五ヶ所已十月朔日より同廿
九日迄、上米平均直段金、壹兩に付米四
斗六升三合四勺六才
但
同國三分二直段金、壹兩に付米四
斗升五合七勺五才
但
三河國、吉田、岡崎、西尾、田原、
坂、五ヶ所已十月朔日より同廿
九日迄、上米平均直段金、壹兩に付米四
斗七升高、一斗七升高、壹兩に付米四
斗升五合七勺三才
但
三河國、吉田、岡崎、西尾、田原、
坂、五ヶ所已十月朔日より同廿
九日迄、上米平均直段金、壹兩に付米四
斗七升高、一斗七升高、壹兩に付米四
斗升五合七勺三才

是は遠江國佐野郡大向村、山烟定納小物成、大豆巳年分取立如斯。

一金貳拾九兩永百五文四分九厘
内金壹分
口永不掛分

薮林野小小
松木立
役運役役
永上永永役
小
糠油葭
絞
糞冥
加
代永代上上渡
成上役永永永役永永
林雜新林山兀芝野山
木立
林林役
役役役役
永永永永永永永永
渡山株芝野株茨株
船手場野
船運
荷運
受拂運
船船
天龍川船
上上渡
成上役永永永役永永

色敷地役成永
魚油漁點運上

是は遠江三河國、村々定納小物成永鄉帳に記、已年分取立如斯。
是は三河國寶飯郡、二川宿山手役小物成銀鄉帳に記、已年分取立如斯。

一銀五匁
此永九拾貳文六分

山手役小物成
但銀壹兩に付定式
銀五拾四匁替

一錠三百七拾五貫六百七拾八文
此金九拾三兩三分永百六拾九文五分

但金壹兩に付定式
銀四貫文替

茅野鰯網魚鯉小鯈角天川船綿茶山
漁船運船船手
代錢上上役役役役役役役役
賣鮎山鐵菅駒小與魚魚漆橫御糠
物二運砲糸物板瀧築渡船運林下枝運
出上錢役役役成上上上代上上代

外鑑三拾壹貫貳拾五文
辰々申迄五ヶ年免除

是は遠江三河國村々、定納小物成鑑鄉帳に記、已年分取立如斯。

一錢四貫五百三拾貳文
此金貳分永百九拾六文五分

柿山船木役役役
但遠州、金谷、掛川、袋井、右三ヶ
平均十月十五日より同廿九日迄、
壹兩に付金六貫五百八文

一鹽六拾三石七斗八合三勺五才
此金拾七兩壹分永百四拾九文六分

年々不同

此譯

鹽貳拾七石七斗八升貳合九勺六才
此金七兩三分永百四拾九文八分

鹽三拾五石九斗貳升五合三勺九才
此金九兩壹分永貳百四拾九文八分

春秋冬之分
春夏之分
貢

鹽貳拾七石七斗八升貳合九勺六才
此金七兩三分永百四拾九文八分

官簿

但同所午正月十五日田場、右同斷鹽三
石七斗八升壹合六勺八才替

是は遠江國敷知郡宇布見村、鹽年貢已正月より六月迄風雨高波等にて、稼難相成休月の分除之、稼月一ヶ月六分八厘九毛、同七月より十二月の内前同斷稼難相成休月の分除之、稼月二ヶ月壹分八厘四毛、但壹ヶ月鹽拾六石四斗四升九合三勺五才宛、已年分取立如斯。

一米貳拾壹石八斗八升三合

廻船役米石代

内 米貳拾石七斗 本 米

米壹石壹斗八升三合

出 目 米

但(本米三斗五升に付
出目米貳升宛)

此金四拾七兩永貳百拾六文六分

但(遠江國三分一直段、金壹兩に付
米四斗六升三合四勺六才替)

是は同國豊田郡掛塚村回船、拾七人乘、拾五人乘、拾四人乘、拾參人乘、拾貳人乘、拾壹人乘、拾人乘、九人乘、拾三艘、但壹艘に付米五斗宛此米六石五斗、八人乘、七人乘、拾參艘但壹艘に付米四斗宛此米五石貳斗、六人乘、五人乘、貳拾八艘但壹艘に付米三斗宛此米八石四斗、四人乘、三人乘、三艘但壹艘に付米貳斗宛此米六斗合米、書面之通已年分取立如斯。

一金三分永七文八分五厘

夫

金

是は三河國額田郡細川村、上組高三百貳拾七石九斗壹升九合の内高貳拾貳石九斗三升壹合五勺は助郷勤半高已より迄拾ヶ年免除之分引之、殘高三百四石九斗八升七合五勺へ掛候分、但高百石に付永貳百四拾八文四分八厘五毛餘づゝ、郷帳に記已年分取立如斯。

一金貳拾四兩永五拾六文

酒造冥加永

是は遠江三河國村々、酒造米高壹萬四拾貳石五斗へ掛候分、但米百石に付永貳百三拾九文五分餘に當已年分取立如斯。

一金三兩貳分永貳拾九文五分

此大豆七石五升九合

山見取小物成

但(金壹兩に付定式
大豆貳石替)

是は三河國村々、山見取小物成、大豆郷帳に記已年分取立如斯。

一銀百七拾目

此金貳兩三分永八拾三文三分

鳥浦運上

但(金壹兩に付定式
銀六拾目替)

是は遠江國今切海中鳥浦船數、拾八艘内壹艘は御免に付除之殘拾七艘、但壹艘に付銀拾匁宛已

年分取立如斯。

以下口米の前項に至る、六項の小物成類は、原書には年々不同なるもの年季を付して、期間に長短あるもの、其支干の異なるもの、米石類を主とし、金錢を主とするもの、相場の異なるもの等一括し能はざるもの、悉く類別し、數十項に列記しあれども、本書には米石金銀類のみの數量を累計し、單價其他は書とも總て之を省略す。

一米貳石四斗七升壹合	御林下草
此金五兩壹分永百七拾五文	御林落葉下草
一金壹兩永八拾壹文三分	小鹽竈
此錢七貫三拾貳文	但鹽三斗入
此鹽貳拾七俵壹斗五升	成鹽
一金壹兩永貳百貳拾貳文五分	代役役
此鹽七石壹斗三升八合七勺壹才	永永

萱山野葭御御廻	川網魚萱生船賣立草	川野船
船荷物受拂冥	物物	原役
手代下下	漁運	船冥小
草刈冥	駒貳貳	運加物
代役永永役加	上上上代役役出出代	上永成

一金百拾九兩貳分永貳百六文貳分
内金拾八兩三分永百五拾六文 口永共

一米貳百六拾九石八升貳合

口 新葭砥雲海新葭椎松水荷鮎濱浦濱魚秣芝
石 開眞間立眞葺物 魚漁間
間 步 石母苔葺車
場菰 口 林菰作置運運漁場
冥冥用 運運運役役運場 運野
加加材 運 運運運役役運場 運
米 永永上上上永永上上上役上上上上永永

内

米貳百壹石九斗貳升三合

米六拾七石壹斗五升九合

此金百五拾兩永七拾六文五分

此譯

石米

代納

但三河國三分二直段、金壹兩に付米四

但斗四升五合七勺五才、金壹兩に付米四

米四拾九石四斗九升
此金百拾壹兩永貳拾六文四分

米拾七石六斗六升九合
此金三拾九兩永五拾文壹分

是は遠江三河國村々、已本途、流作場、見取、出目米、小物成共、合米八千九百六拾九石三斗
八升九合六才へ掛候分、但本米壹石に付口米三升づゝ已年分取立如斯。

一大豆壹斗四升六合
此永貳百六文三分

但大豆石代直段、金壹兩に付

大豆七斗七合七勺七才

豆

是は遠江國佐野郡大向村、已小物成大豆、四石八斗五升壹合へ掛候分、但本大豆壹石に付口大

豆三升宛已年分取立如斯。

一金八拾九兩貳分永九拾八文五分

口

永

是は遠江三河國村々、已本途、見取、小物成、諸運上、共合金三千五兩三分永貳拾三文四分四厘の内、金拾九兩永百五拾六文口永不掛口永共取立候分除之殘金貳千九百八拾六兩貳分、永百拾七文四分四厘へ掛候分、但本永壹貫文に付口永三拾文づゝ已年分取立如斯。

一錢四百五拾五文
此永七拾文三分

口

錢

錢四百五拾三文
此永六拾九文九分

但 遠江國、金谷、掛川、袋井、右三ヶ均金壹兩に付錢六貫五百八文替

錢貳文
此永四分

但 金壹兩に付定式
錢五貫文替

是は同國村々己小物成諸運上共、合錢拾四貫六百三拾四文へ掛候分、但本錢壹貫文に付口錢三拾文宛已年分取立如斯。

一鹽壹石九斗壹升壹合貳夕五才

口

鹽

此金貳分永貳拾貳文

此
譯

鹽八斗三升三合四勺九才
此永貳百三拾七文

春 夏 の 分
但 遠江國、濱松宿已十月十五日相場、平合九勺壹才替

鹽壹石七升七合七勺六才
此金壹分永三拾五文

秋 冬 之 分
但 同所正月十五日相場、右同斷鹽三石七斗八升壹合六勺八才替

是は遠江國敷知郡宇布見村、已御年貢鹽六拾三石七斗八合三勺五才へ掛候分、但本鹽壹石に付口鹽三升宛已年分取立如斯。

一米貳拾九石七斗六升七合

御 傳 馬 宿 入 用

是は遠江三河國村々、高五萬百六拾四石壹斗貳升貳合九勺三才の内、高三拾七石九升三合御傳馬屋敷地子高免除、高貳拾石天龍川渡船役高免除、高四百五拾五石三斗壹升六合三勺は荒所五分以上高已一ヶ年免除、高四拾石八斗五升五合は田方五分以上損毛高已一ヶ年免除之分引之、

残高四萬九千六百拾石八斗五升八合六勺三才へ掛候分、但高百石に付米六升宛、東海道宿々關
米渡中に付正米にて已年分取立如斯。

一米七拾八石貳斗三升七合

六 尺 給 米

内	米七拾四石八合	本	米
内	米四石貳斗貳升九合	出	目
内	米三拾五石九斗八升八合	米	
此金八拾兩貳分永三拾八文貳分			
此	譯		

米壹斗貳升九合

此金壹分永貳拾八文三分

米三拾四石貳斗九升貳合

此金七拾六兩三分永百八拾壹文

米壹石五斗六升七合

此金三兩壹分永七拾八文九分

但遠江國三分一直段、金壹兩に付米四
斗六升三合四勺六才

但同國三分二直段、金壹兩に付米四斗
四升五合七勺五才

但三河國三分一直段、金壹兩に付米四
斗七升七勺三才

一金九拾三兩壹分永貳拾貳文壹分

御 藏 前 入 用

是は遠江三河國村々、高五萬百六拾四石壹斗貳升貳合九勺三才之内、高貳拾石は天龍川渡船役高
免除、高三百貳拾七石九斗壹升九合は夫金掛高免除、高壹萬千百七拾石九斗貳升四合五勺七才は
宿高加宿高助郷半高免除、高貳拾四石五斗貳升八合五勺は代助郷半高卯々戌迄貳拾ヶ年免除、高
百貳拾貳石六斗壹升八合五勺は右同斷卯々巳迄拾五ヶ年免除、高百四拾三石五斗は右同斷卯々
子迄貳拾ヶ年免除、高貳拾石三升四合は右同斷亥々午迄貳拾ヶ年免除、高三拾七石貳斗四升七合
六勺は右同斷亥々丑迄拾五ヶ年免除、高貳百九拾六石八斗五升五合七勺は助郷餘荷高丑々卯迄
拾五ヶ年免除、高九拾七石七斗壹升は代助郷高寅々辰迄拾五ヶ年免除、高貳百五石は助郷餘荷高寅
々酉迄貳拾ヶ年免除高貳百石は増助郷高寅々辰迄拾五ヶ年免除、高四百五拾三石九升六合三勺は
荒所五分以上高已一年免除、高四拾石八斗五升五合は田方五分以上損毛高已一年免除之分、引
之残高三萬七千三石八斗三升三合七勺六才へ掛候分、但高百石に付米貳斗つゝ已年分取立如斯。

右迄拾五ヶ年免除、高百四拾三石五斗は右同斷已カ子迄貳拾ヶ年免除、高貳拾石三升四合は右同斷亥カ午迄貳拾ヶ年免除、高三拾七石貳斗四升七合六夕は右同斷亥カ巳迄拾五ヶ年免除、高貳百九拾六石八斗五升五合七夕は助郷餘荷高丑カ卯迄拾五ヶ年免除、高百貳拾石六斗四升壹合五夕は代助郷高丑カ戌迄拾ヶ年免除、高貳百五石は助郷餘荷高寅カ酉迄貳拾ヶ年免除、高貳百石は増助郷高寅カ辰迄拾五ヶ年免除、高四百五拾三石九升六合三夕は荒所五分以上高已一ヶ年免除高四拾石八斗五升五合は田方五分以上損毛高已一ヶ年免除之分引之、殘高三萬七千三百八石八斗貳升壹合貳夕六才へ掛候分、但高百石に付永貳百五拾文宛、已年分取立如斯。

一金拾兩

是は遠江國豊田郡鹿島村、二俣村、池田村、にて取立候天龍川通市場竹木白木類、分一運上不納金上納殘引請高金百七拾六兩三分天保十三寅カ末迄八ヶ年賦金拾兩づゝ、末年は金六兩三分上納の積已年分取立如斯。

一金五兩三分永貳百貳拾五文

是は同國榛原郡川尻村、地先新開場反別壹町九反五畝步、但壹反に付金壹分永五拾六文四分に當る已年分取立如斯。

新開場地代永

一金三兩貳分永百七拾文貳分

納 莺 茜 代

是は遠江三河國村々、已御物成御回米六千貳百六拾八石五斗貳升七合、此俵壹萬五千六百七拾壹俵三分壹厘八毛但四斗入、米三拾九石六斗七升八合壹夕此俵百七俵五分貳厘九毛但三斗六升九合入、米貳百四拾五石此俵四百九拾石此俵九百八拾俵但五斗入、合俵數壹萬六千七百五拾八俵八分四厘七毛蓮百六拾七枚五分八厘八毛、此永壹貫五拾五文八分、蓮八百三拾七枚九分四厘貳毛、此永貳貫六百拾四文四分、但百俵に付蓮壹枚蓮五枚宛蓮壹枚永六文三分、蓮五枚永拾五文六分、合金書面之通已年分取立如斯。

一金拾貳兩三分永百貳文貳分

御 搏 木 棚 積 役 金

是は信濃國村々御年貢御搏木、並同國遠山、遠江國、戸中、白倉御林より受負有之御搏木割出候節、同國船明山にて積拼候貲永、私御代官所同國村々より相納候役金を以て相渡候仕來に有之、當時御搏木割出相休、積拼貯度方無御座候得共、役金之義は年々取立來、高壹萬七拾八石貳斗三升三合壹勺壹才の内、高千拾貳石八升七合助郷勤高並半高免除、高貳百拾五石は橋掃除役高免除高貳百八拾三石壹升六合三夕は荒所五分以上免除の分引之、殘高八千五百六拾八石壹斗貳升九合八勺壹才へ、掛候分但高百石に付永百五拾文宛已年分取立如斯。

一金壹兩貳分永七拾三文貳分
此銀九拾四匁三分九厘

卯江戸御廻米方
會所入用

但金六拾兩に付
銀六拾四匁替

是は遠江三河國村々、卯御回米糀千八百三拾貳石八斗貳升七合へ掛候分、但米糀壹石に付銀五厘壹毛五糸宛の積、御藏方達の趣を以已年分取立如斯。

一金拾三兩永百七拾五文九分

御林並木損木並燒
木御拂代

是は遠江三河國宿村々、御林東海道往還、並木、損木、並燒木數貳千貳百九拾六本此尺々、千百七拾六本三分五厘七毛但尺々壹本に付永拾壹文貳分余に當る已年取立如斯。

一金三兩貳分永七拾九文九分
此錢貳拾四貫文

過料錢御拂代

但金壹兩に付平均
錢六貫七百四文替

是は無宿友一致盜候一件に付、近藤縫殿助知行、遠江國引佐郡氣賀村、百姓仲兵衛外壹人へ過料錢三貫文宛、此錢六貫文此永九百拾六文無宿祐右衛門盜又は牢抜致候一件に付、私御代官所無宿坊主虔誠盜又は致博奕候一件に付、戸田淡路守領分、同郡伊川津村百姓半十へ過料錢三貫文此永四百四拾壹文貳分、合金書面之通已年分取立如斯。

一金百六拾壹兩三分永貳百貳拾文壹分

取上金錢御拂代
欠取上物御拂代
所物御拂代

(原書の四項を一項に合算し是は書を省略す)

大井川御圍米

一米百貳拾貳石九升四合七夕

是は遠江國榛原郡金谷宿、大井川御圍米、寛政元酉年より年々新米に詰替川支にて米直段引上旅人致難義候節は、右の内御拂渡被仰付、右代金を以て米直段引下げ候節買戻之積、已年新米に詰替書面之通圍置如斯。

一米三拾三石貳斗壹升五夕

貯穀一一十分一御下穀

此糲六拾六石四斗貳升壹合三夕

但五合摺

是は遠江三河國村々、天明八申年より寛政四年迄、貯夫食高千百七拾五石四斗七升五合貳夕之
二十分一、御下穀新米に詰替圍置如斯。

一米八拾壹石七斗三合九夕

辰置居米

右御勘定元に可組仕上旨、某某置證文其外某々、道中方之儀者某々證文有之。
(某々は勘定奉行同吟味役同組頭等なり略す)

右寄

米九千四百九拾八石七斗九升五合五夕六才

内米七千五百四拾七石五斗三升八合三夕

金三千九百八拾壹兩三分永百五拾六文貳分
此米大豆鹽千九百五拾壹石貳斗五升七合貳夕六才

金三千四百三兩三分永拾壹文九分四厘

本途見取小物納成
其外品々金物納成

米

石

代

金

納

合金七千三百八拾五兩貳分永百六拾八文壹分四厘

米百貳拾貳石九升四合七夕

米三拾三石貳斗壹升五夕

大井川御圍米
貯穀二十分一御下穀

此糲六拾六石四斗貳升壹合三夕

右渡方

金七千三百七拾五兩三分永三拾三文七分四厘
(下名は藏奉行にして淺草(江戸)米廩へ
納付せしなり。)

福日佐小大近木
王下藤川岩藤村
三部傳太宗又
郎七左左衛衛
兵之衛衛助亟門門門

高山馬
芦澤
義雄藤
軍左
次衛
郎門郎郎

米六千六拾八石壹斗六合四夕
(下名は藏奉行にして淺草(江戸)米廩へ
納付せしなり。)

糴四百九拾石
此米貳百四拾五石

築山茂左衛門

(下名は江戸
米五斗壹升)

立郡倉庫へ納付せしなり

是は二
米七石

鳳來寺役人御給米渡

是は同國鳳

年分朴源如斯

是は遠江國

升入五俵宛此俵拾俵、已九月

米八拾七石壹斗

御林守三人御扶持米渡
船方肝煎御扶持米渡
川渡船方

(原書は六項に分記しあるを一項に)

原書は六項に分詰しあるを一項に合算し是は書を省略す

遠江國見附宿繼飛脚給米、七石

問屋給米、貳拾六石貳斗五升四合は金谷宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、貳拾五石五斗
貳升七合は日阪宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、百九拾八石は同宿助成米、貳拾三石壹
斗四升四合は袋井宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、貳百拾七石は同宿助成米、四拾九石
四斗六升四合は濱松宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、拾七石七斗三升壹合は舞阪宿繼飛脚給
米、七石は同宿問屋給米、拾八石貳斗五升は新居宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、拾八
石四斗七升四合は白須賀宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、拾七石七斗七升貳合は三河國
御油宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、拾五石六斗七升は赤阪宿繼飛脚給米、七石は同宿
問屋給米、貳拾三石三斗五合は藤川宿繼飛脚給米、七石は同宿
二川宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、貳拾四石五斗七升三合は吉田宿繼飛脚給米、七石
は同宿問屋給米、貳拾石三斗壹升四合は岡崎宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、三拾四石
五斗七升四合は池鯉鮒宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米、貳拾五石五斗貳升七合は尾張國

鳴海宿繼飛脚給米、七石は同宿問屋給米右拾六ヶ宿の内見附宿は午年分金谷宿外拾四ヶ宿は巳年分合米書面之通相渡如斯。

米拾七石七斗

松平源七郎御扶持米渡

是は三河國長澤村松平源七郎義、連々及困窮候に付爲御手當、去る午年より年々拾人扶持宛被下候分、己正月朔日より同十二月廿九日迄小を引日數三百五拾四日一日米五升宛、巳年分相渡如斯。

米六石貳斗三升壹夕

餅米糲三割増米渡

是は遠江三河國村々御割賦、太餅米八石九升壹合同糲貳拾五石三斗五升貳合此米拾貳石六斗七升六合、合米貳拾石七斗六升七合之三割増米、書面之通巳年分相渡如斯。

米貳石三斗八升

御搏木棚積御抹持米渡

是は信濃國村々、御年貢御搏木並同國遠山遠江國戸中白倉御林より請負有之御搏木割出候節同國船明山にて積拵候貢永、私御代官所同國村々より相納候役金を以て相渡、右村々へ御扶持米被下候仕來に有之、當時御搏木割出相休積拵貢渡方無之候得共、年々役金取立之御扶持米

相渡來、右役金拾貳兩三分永百貳文貳分此拵數四百七拾六枚七毛、但壹枚に付米五合宛巳年分相渡如斯。

金七兩壹分永百六拾貳文四分

常燈明入用渡

是は遠江國榛原郡地頭方村御前崎、諸國廻船見當て常燈明、諸色入用内金七兩永百八拾七文五分は燈油三斗六升入三樽、永九拾九文九分は右油三樽江戸より地頭方村迄取寄候海上運貨、永百貳拾五文は行燈張候那須紙並燈心代共、合金書面之通巳年分相渡如斯。

金貳兩壹分永貳百貳拾貳文

葭代永渡

是は水野總兵衛領分、三河國庵豆郡西小柳新田地先、新開場葭代永之分、右地所天保三年年中御高入相成候に付、年々御物成永之内より同人役場へ引渡候積、御下知済之趣を以て巳年分相渡如斯。

米三斗貳升六合

新田十分壹米渡

是は三河國渥美郡大岩町、天保十四卯年檢地御高入高拾三石八斗貳升四合小笠原信助見立に付、同人一生之内御取箇之十分一被下候積、伺濟有之已取米三石貳斗六升四合之十分一米、

米八石九斗八升九合三夕

御普請御入用米渡

書面之通相渡如斯。

米三石五斗貳合五夕

御本丸御普請屋根板扮立方取締其外出役御扶持米渡

是は東海道往還遠江國、宿村々橋々其外御普請御入用米已年分相渡如斯。

是は御本丸御普請御用屋根板扮立方被仰付、遠江國村々山方材木伐出扮立取締、並湊積立之爲手附貳人辰六月廿八日同國中泉陣屋出立、同八月廿日歸着、日數五十二日三人扶持五割增、一日壹人米貳升貳合五勺宛此米貳石參斗四升、右扮立御入用金江戸より差立候に付附添手附壹人、足輕壹人、同九月廿三日江戸出立、同十月朔日中泉陣屋着、同十月五日同所出立、同十二日江戸歸着、往返日數十六日手附は三人扶持一倍一日米三升宛此米四斗八升、足輕は壹人半扶持一日米七合五勺宛此米壹斗貳升、並遠江國秋葉寺獻納木根伐運送御入用金、江戸より差立候に付附添手附壹人、辰十二月廿日出立、同廿七日中泉陣屋着、同月晦日同所出立、已正月六日江戸歸着、往返日數十五日手附は三人扶持一倍一日米三升宛此米四斗五升、足輕は一人扶持一日米七合五勺宛此米壹斗壹升貳合五勺、合米書面の通已年分相渡如斯。

米三斗

矢作川刈拂見分手代御
扶持米渡

是は三河國矢作川通、御料私領水行障、竹木葭葦刈拂爲見分、手代一人御扶持方已六月十九日同國赤坂陣屋出立、同七月十九日歸着、日數三十日但貳人扶持、一日米壹升宛已年分相渡如斯。

米七斗五升

遠島者附添手代並足輕
御扶持米渡

是は三宅土佐守領分、三州野田村下組穢多彦三郎、島田數馬知行、同國野田村番非人大八義、伺之上遠島申渡中防駿河守御勘定奉行之節、同人方へ差出候に付、道中差添手代壹人足輕壹人辰十月廿九日三州赤坂陣屋出立、十一月八日江戸着、同月十日江戸出立、同十九日歸着、往返日數廿日手代は三人扶持一倍、足輕は一人半扶持、但一日米三升七合五勺宛、已年分相渡如斯。

米拾九石六斗七升五合

無宿熊助外拾五人入牢
中扶持米渡

是は伺之上夫々御仕置申渡候無宿共入牢中扶持米之内、米壹斗貳升五合は無宿熊助辰二月十八日夕入牢、同三月十三日病死、日數廿五日分、米貳石壹斗貳升貳合五夕は無宿非人已之助外壹人、卯十一月廿一日夕入牢、政藏は辰三月三日夜牢抜、巳之助は同十月十九日朝出牢、政藏は小を引日數百一日半、巳之助は日數三百廿三日小以日數四百廿四日半分、米壹石四升五合は無宿鶴吉辰三月四日夕入牢、同十月七日朝出牢小を引日數貳百九日分、米八斗貳升は無宿長吉辰三月廿日夕入牢、同九月八日朝出牢、小を引日數百六拾四日分、米壹石六斗八升五合は無宿友市辰三月一日夕入牢、巳三月四日出牢、小を引日數三百三十七日分、米三石貳斗四升五合は無宿谷五郎外貳人、内谷五郎は卯二月十一日夕入牢、辰十月十八日朝出牢、日數六百廿七日、彦三郎外壹人は同日入牢、同月廿九日朝出牢日數十一日、延日數廿二日、小以日數六百四拾九日分、米貳石九斗壹升七合五勺は無宿祐右衛門卯八月九日夕入牢、辰三月三日夜牢抜、同月十八日召捕同日入牢、巳三月十六日朝出牢、小を引日數五百八十三日半分、米七石七斗壹升五合は無宿新平外四人、内新平は寅五月廿六日入牢、辰四月廿一日朝出牢、日數七百四日、喜十は卯七月二日入牢、辰七月廿二日朝出牢、日數四百五日、初次郎は卯十二月三日入牢、辰七月廿四日朝出牢、日數貳百廿九日、鐵藏は辰二月朔日入牢、同四月十六日朝

出牢日數七十五日、助藏は辰六月五日入牢、同十月廿一日朝出牢、日數百三拾五日、小以日數千五百四十八日内五日は入出牢日半賄に付除之、殘千五百四拾三日分、合日數三千九百三十五日但壹日壹人米五合宛、合米書面之通已年相渡如斯。

米貳拾九石七斗六升七合

御傳馬宿入用宿々圍米渡

是は遠江三河國村々、高掛御傳馬宿入用米、巳年分書面之通東海道金谷宿外九ヶ宿爲圍米相渡如斯。

米百貳拾貳石九升四合七夕

大井川御圍米渡

是は遠江國榛原郡金谷宿、大井川御圍米、寛政元酉年ヲ年々新米に詰替川支にて、米直段引上旅人致難義候節は、右之内御拂被仰付右代金を以て米直段引下候節買戻之積、巳年新米に詰替書面之通圍置如斯。

米三拾三石貳斗壹升五夕

此糲六拾六石四斗貳升壹合三夕

但五合摺

貯穀二十分一御下穀

是は遠江三河國村々、天明八申年々寛政四子年迄、貯夫食高千百七拾五石四斗七升五合貳勺之二十分一御下穀、巳年新糲に詰替鄉藏へ圍置如斯。

米百拾八石貳斗壹升

已置居米

是は遠江三河國村々、已御物成米之内、諸渡方置米殘、同年御勘定拂に相立如斯。

右御勘定拂に可相立旨某々置證文有之。（某々の解前に全じ）

米七千五百四拾七石五斗三升八合三勺

米六千六拾八石貳斗六合四勺

米六千六拾八石貳斗六合四勺

米千百拾六石貳斗貳升壹合九勺

米百拾八石貳斗壹升

米百拾八石貳斗壹升

米三拾三石貳斗壹升五勺

此穀六拾六石四斗貳升壹合三勺

金七千三百八拾五兩貳分永百六拾八文壹分四厘

金七千三百七拾五兩三分永三拾三文七分四厘

内金七千三百七拾五兩三分永三拾三文七分四厘

大井川御園米

貯穀二十分一御下穀

江戸御金藏納

江戸御藏納

小菅御詰叔

諸渡方

置居米

大井川御園米

貯穀二十分一御下穀

江戸御金藏納

金九兩三分永百三拾四文四分

諸渡方

右者私御代官所遠江三河國、去々已年金米納方渡方御勘定仕上申候以上。

弘化四未年十一月

山上藤一郎印

御勘定所

如前書金米納札並拂方手形を以已年御勘定仕上有之付、遂吟味爲後日覺令判形遣之候以上。

未十一月

小高登一郎印

河島才右衛門印

遠國御用に付無印形

成瀬又太郎

遠國御用に付無印形

岡田利喜次郎

高橋清太郎助印

内清太郎助印

評定所御用に付無印形

遠國御用に付無印形
松井 助 左衛門

遠國御用に付無印形

塙内 増鶴 藤田 金小
越 藤茂之五十
藤助郎郎 印印印

遠國御用に付無印形

後藤 立羽佐佐久
藤田 保右兵
河野 大木岩竜太
河内 和循守守守
佐渡守守輔輔郎門衛
佐守守守輔輔郎門衛
守守守守輔輔郎門衛
印印印印印印印印

山上 藤一郎及

右之通已年皆濟勘定仕上有之ニ付加奥判者也。

伊備下山主 膳城印 勝野印 前印

勤方帳

本帳は縣令の考支配所の石高、並地租を定免檢見に區分し、前年比較増減を附記し、小物成諸運上等の雜稅、貸與金の返納、新田畠の開墾、荒亡に罹る土地、並民家人畜の損害、堤防修築の官費、夫食種糲の貸與、其他訴訟事件に至る迄、凡代官の職務を施行せし、一ヶ年間に係る事蹟を列舉し、報告するの簿冊なり。

本帳は將軍家の親閱に供する至重の簿冊とす、料紙は大障子紙を用ひ寸法を定め、特に筆者を撰拔し書體は行字にして、一字一點苟もせず、頗る鄭重を極む。

本帳は初め草稿を造り勘定所へ提出し、検査を経たる後、本書三通を進達す、一は將軍家の座右に

供し、一は老中一は勘定所の控とす。

村鑑大概帳

本帳は各町村限り、田畠、高反別、及び石盛を記し、檢地時代、同當事者の氏名を書し尙ほ家數、人員、小物成、諸運上類、森林、林場、漁獵、堤防、穀類津出場、の有無、用惡水の便否、水旱災の有無、都府への里程、村位山方里、の區別、土地の肥瘠、男女の餘業等、概ね一村落の景況を網羅し、一條毎に列記し村況を一目ならしむるの簿冊なり。

本帳は年首には將軍座間の一室に装置し、規式の一に供すと、蓋し民業を重んずるなり。料紙は西の内紙灰汁打用ひ寸法定則あり、渾て一町村一葉とし、全管分を一冊とす、故に町村數の多きは厚さ尺餘寸に至るものあり、書體は行字假名交りとし、草字及び字々連接せしめざるを要す、左に一例を掲ぐ。

但奥に文言なし、年號支月のみ、下に代官の名を署す、印を捺せず、厚表紙苧繩綬、寸法堅壹尺五分、横七寸八分に調製す、表題號左の如し。

某國村々様子大概帳

延寛
寶文
元丑年
八申年

青山 大膳亮

松平遠江守 檢地

辻六郎左衛門

攝津國武庫郡道法
江戸へ百三拾七里
大阪へ拾三里
五里

宮 濱 方

内高貳拾九石四斗貳升

地床斗代達無地高

内田百四拾四町八反步餘
内百三町三反步餘

兩毛作 石 盛 上十四 下六

石 盛 上十 下三

天同 安同同 明寶寛享正 寶元貞
明 永 和曆保保德 永祿享
二七 六七六 五五元七四 三二四
寅戌 西寅丑 子亥酉寅午 戊巳卯
年年 年年年 年年年 年年年

一高貳千七百九拾貳石六斗七合

西

内高貳拾九石四斗貳升

地床斗代達無地高

内田百四拾四町八反步餘
内百三町三反步餘

兩毛作 石 盛 上十四 下六

石 盛 上十 下三

一此村用水仁川の水を引又は溜池掛り年に寄旱損あり
一小物成運上物あり

一此村人別は大阪町奉行所支配につき除之

一之の、橋御前の濱之の、松原六湛寺の森くればあやはの松といふ古跡あり

一御林貳ヶ所反別九拾四町六反歩餘

松木立

一秣場なし

天和九年 烏居左京亮 檢地 私領入會なし

一高千三百五拾石九斗貳升八合六夕

出羽國村山郡江戸へ道法百里

觀音寺村

内高拾石六斗五升三合

石盛 無地高

上十壹 下六貳

田四拾町四反歩餘
兩毛作なし

石盛 上四 下貳

下六貳

一此村用水觀音寺川の水を引年により旱損の所あり

一小物成運上物あり

一家數百七拾五軒 人數九百三拾貳人 内

男四百五拾七人 女四百七拾五人

馬牛な疋し

小笠原壹岐守 信濃國高井郡江戸へ道法五拾九里

一御林七ヶ所反別八拾六町七反歩餘 松木立

一農業の間男は薪を探り女は夏帷子木綿を織る

一此村在方賑ひなし

永三寅年 同寛文拾四年
明元同寛文拾四年
和祿六年 西年
同九辰年

近山清兵衛 飯塚次郎兵衛
大野佐左衛門 佐藤善之
安永八年 安井垣守
松本伊豆守
藤正少
守彌丞藏門

檢地

私領入會なし

一高三百六拾三石五斗五升壹合

米子村 石盛 上十五 下九

田八反歩餘
内 畑五拾壹町四反歩餘

石盛 上十二 下三

一此村用水掛りあり

一小物成運上物あり

一家數九拾九軒

人 數

男百八拾四人
女百九拾七人

牛なし
馬なし

一農業の間男は繩筵を拵女は木綿麻布を織

一蕎麥を作夫食に用

一草刈場あり御料私領入會刈

一百姓林三ヶ所あり反別貳町五反歩程雜木立

一米子川あり石川なり丸木橋あり川幅大概四間程

一米の津出場なし皆金納村なり

一漁獵場なし

一大き成普請所以樋ともになし

一此村山添賑ひなし

年號支月

何

之

誰

民 簿

民簿と稱するは町村に於て保管藏置し、及び調製して毎歲又は或る時期に於て、其地を管する代官の廳に差出すべき帳簿等の大略を記するものなり。

村差出明細帳 本帳は其町村の石高反別、及び田畠上中下等級を始め、山林、河川、用水、井堰、堤防、池沼、古城跡、社寺、家數、人員、牛馬數、其全村諸般の利害便否等、又は之に關連する一切のものを遺漏なく、列記せし帳簿なり、代官交迭の時々町村より進達するものとす、一例を左に掲ぐ。

印

印

表

(用紙半紙、袋綴、綴目名主印)

出羽國村山郡猪野澤村差出明細帳

明和九年

辰 四 月

元和九癸亥年鳥居左京亮様御檢地

江戸へ道法九十九里

一高六百六拾七石七斗貳升

此反別六拾町六反壹畝拾壹步

此譯

田高三百八拾三石貳斗八升五合

此反別貳拾町壹反四畝廿七步

高三拾壹石八升六合

上田壹町貳反貳畝五步

内

高貳石六升壹合
八畝三步

高五石貳斗八升四合
貳反廿三步

高八石貳斗壹升九合
小以三反貳畝九步

無地高 前々川欠引
本郷
反壹石
亥川欠引

是は先御私領之節起返候處、新御檢地被遊新田高相成候に付、當時無地高に御座候。

卯川欠引

高八斗七升四合
三畝拾三步

高八石貳斗壹升九合
小以三反貳畝九步

高貳石四斗三升五合
上田壹反壹畝步

高三石五斗壹升九合
上田壹反六畝廿六步

高四石六斗貳升八合
上田壹反六畝拾六步

高八石八升六合
上田貳反七畝拾九步

高壹石八斗七升
上田七畝步

高八石貳斗八升
上田七畝步

民簿

三五一

長瀬表
反八斗七升
右同斷
反八斗貳升
觀音寺表
反壹石壹斗
東根表
反壹石壹斗五升
川原子表
反壹石五斗

(以下中田より下々田迄數項を略す)

田高合三百八拾三石貳斗八升五合
此反別貳拾町壹反四畝廿七步

内

高八升壹合
此反別拾貳步

高壹石九斗貳升九合
此反別壹反壹畝廿步

高拾五石三斗貳升四合
此反別七反五畝拾八步

内高拾貳石貳斗六升八合
此反別五反九畝拾貳步

高貳拾四石五斗七升九合
此反別壹町貳反拾步

外高壹石三斗壹升八合
此反別七畝貳步

高九石九斗三升

前々江代引
永荒之分引
無地高之分
前々川欠引

亥川欠引
當辰起返

去る丑石砂入引

此反別四反六畝廿三步

小以高五拾壹石八斗四升三合
此反別貳町五反四畝廿三步

殘高三百三拾壹石四斗四升貳合
此反別拾七町六反四步

内高六石四斗九升五合
此反別三反五畝廿六步

烟高貳百八拾四石四斗三升五合
此反別四拾町四反六畝拾四步

高貳拾石貳斗五升四合
上烟壹町九反九畝步

高拾九石八斗五升四合

本鄉
反四斗

前々川欠引

民簿

三五三

殘壹町九反五畝貳歩

高四拾五石四斗五合
中烟五町九畝廿五步

本郷
反三斗五升

高壹斗八升七合
貳畝三步

前々川欠引

高四拾五石貳斗壹升八合
殘五町七畝廿貳歩

高四斗七升壹合
中烟七畝拾貳歩

是は前同断

(中間の中烟下烟下々烟鹿野烟數項を略す)

高五斗六升七合

鹿野烟四反四畝拾八步

高貳拾八石貳斗七升
屋敷貳町貳反貳畝六步

大森
反貳斗五升
永荒無地高之分

そての澤
反五升

本郷
反五斗

高六斗四升五合
同田成五畝貳歩

右同断
反九斗
但元反五斗

烟高合貳百八拾四石四斗三升五合
此反別四拾町四反六畝拾四步

前々江代引

高七升内
此反別廿九步

前々道代引

高貳斗四升九合
此反別三畝八步

永荒引

高拾壹石三斗五升
此反別壹町九反八畝七步半

前々川欠引

内高拾壹石三斗壹升四合
此反別壹町九反七畝拾九步

去る丑山崩引

高壹石六升四合
此反別壹反四畝拾壹步

小以高拾五石貳斗六升七合
此反別貳町五反拾五步半

殘高貳百六拾九石壹斗六升八合
此反別三拾七町九反五畝廿八步半

高合六百六拾七石七斗貳升
此反別六拾町六反壹畝拾壹步

高壹斗五升五合
此反別壹畝拾壹步

高貳斗四升九合
此反別三畝八步

高拾三石貳斗七升九合
此反別貳町九畝廿七步半

高拾七石八斗五升四合
此反別壹町九畝八步

內高拾三石貳斗四升三合
此反別貳町九畝九步

高拾七石八斗五升四合
此反別壹町九畝八步

內高拾貳石貳斗六升八合
此反別五反九畝拾貳步

高三拾五石五斗七升三合
此反別壹町八反壹畝拾四步

外高壹石三斗壹升八合
此反別七畝貳步

當辰起返

小以高六拾七石壹斗壹升
此反別五町五畝八步半

殘高六百石六斗壹升
此反別五拾五町五反六畝貳步半

一高貳拾七石三斗六升八合六夕

內壹石九斗貳升八合

田高拾七石貳升九合
此反別下々田壹町貳畝廿九步

內高八石貳斗八合
此反別四反九畝拾九步

此反別三町三畝拾四步

同 所 新 田
出 目 高

本 鄉
反 六 斗 五 升

前々川欠引

殘高八石八斗貳升壹合
此反別五反三畝拾步

烟高拾石三斗三升九合六夕
此反別貳町拾五步

内

高七石貳斗壹升六合
下々烟壹町貳反三畝九步

本鄉
反三斗貳升

高貳斗貳升貳合

三畝廿四步

高六石九斗九升四合
殘壹町壹反九畝拾五步

本鄉
反壹斗

高四斗貳升四合六夕
下々烟壹反六畝廿步

高四斗九升八合

永荒引

下々烟三反九畝四步

反五升

高貳斗七升三合

本鄉
反五升

鹿野烟貳反壹畝拾貳步

烟田成出目米

高壹石九斗貳升八合

永荒引

米七斗五升七合五夕

新田

烟高合拾石三斗三升九合六夕

高合貳拾七石三斗六升八合六夕

此反別貳町拾五步

高

内

高

内

高

内

高

内

高

内

高貳斗貳升貳合
此反別三畝廿四步

高八石貳斗八合
此反別四反九畝拾九步

小以高八石四斗三升
此反別五反三畝拾三步

殘高拾八石九斗三升八合六勺
此反別貳町五反壹步

一米四斗壹升七合

掛高六百九拾五石八升八合六勺

一米拾石四斗貳升六合

一米貳百五拾文

右御年貢永上納仕、百姓持山の分自由仕候。

一永貳百五拾文

一永貳百五拾文

一永貳百四拾四文七分

一永壹貫六百六文三分

一永五百五拾壹文

外永百文

向原御林下草錢

一永六百七拾五文

是は野川村御上納之内相納、野川村と入會向原御林に而下草取來候。

一糠代高百石に付糠四石八斗貳升壹合六勺。

一藁代高百石に付藁百拾六束。

一藁代高百石に付藁百拾六束。

一草代馬壹疋に付一日草三束宛、六束附壹駄に付錢四拾文。

當村馬數壹疋貳分九厘九毛、五月朔日より九月晦日迄日勘定を以て相納申候。

一大代高千石二付永五百文宛

但右同斷

民簿

永荒引

炭籠役
山野年貢米

御傳馬宿入用

青苧烟役
漆木役
御林下草錢役

山拂代柴草錢上納

三六一

一永壹貫七百六拾七文七分

御 藏 前 入 用

うしの澤山 竹道山 小澤山 荻の入山 岩崎山

木戸口山 田の入山 松倉山 岩の澤山 向原

水上山 ふか澤山 前の澤山 炭の平山 板木山

行澤山 袖の澤山 屋へい山

一御林拾八ヶ所

此反別四拾貳町三反拾六步

此木數千貳百五拾六本

一百姓持山五ヶ所

當村理兵衛持山貳ヶ所

右持山御年貢、永貳百五拾文上納仕來候。

一水精山壹ヶ所

是は山形寶幢寺分に御座候。

一廟所森壹ヶ所

本尊、十一面觀世音
前立、藏王權現當村鎮守に御座候、毎年四月八日祭禮御座候。
九月九日

是は前々より當村法善寺支配御座候。

一百五十年以前鳥居左京亮様御檢地

一御水帳寫五冊

前々より名主理兵衛方に預置申候。

一御高札

切支丹御制禁之札壹枚
徒黨逃散御制禁之札壹枚

是は前々より名主理兵衛門前建置申候。

一當村弓

柴橋御陣屋へ五里半程

長瀬御陣屋へ貳里拾町程

尾花澤御陣屋へ六里程

漆山御陣屋へ四里程

東根御陣屋へ壹里三拾貳丁程

山形御城下へ六里

寒河江町へ五里

谷地町へ四里

楯岡町へ三里

天童町へ二里半

一溜池四ヶ所

壹ヶ所 長八間 橫拾七間

壹ヶ所 長三間 橫貳間

壹ヶ所 長五間 橫三間

右之溜池何年以前誰様從御代と申義相知不申候、大破之節は前々より材木御

人足等願上普請仕候。

一堰拾五ヶ所

一掛樋三ヶ所

是は御田地用水堰に御座候。

一松丸木橋五ヶ所

一當村亂川通猪野澤川通前々より川除御普請所にて、及大破候節は御林木、並人足賃米、御扶持米、等御入用被下置御普請仕候。

一當村之義出水掛之場多旱魃之年は、殊之外御田地旱損仕候、勿論飛地長瀬、楯岡、東根、蟹澤、野田、郡山、表何れも大旱損所に御座候。

一古來切支丹類族壹人も無御座候。

一當村に穢多無御座候。

一當村之義は古來御城跡、又は御屋敷跡等無御座候。